
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 任 主 査	遠 藤 幸 恵

議 事 日 程 (第3号)

平成21年12月15日(火曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

安 部 俊 三
白 内 恵美子
舟 山 彰
高 橋 たい子
広 沢 真

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告に、16番大沼惇義君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。

大綱1点、**仙台大学との連携事業の進展を**について質問いたします。

少子化による18歳人口の減少に加え、景気悪化や国、自治体の財政難などにより、大学を取り巻く環境は厳しいものと聞きます。大学の生き残りに向けて、教育、研究といった大学の実力がますます問われていますが、そのような中で大学を評価する指標の一つとして、地域貢献に対する注目度も高まっています。

日本経済新聞社産業地域研究所が11月26日に発行した日経グローバル136号の特集で、全国大学の地域貢献度ランキング調査の結果が掲載されており、その中に地元仙台大学のランキングが公表されていました。ちなみに、調査回答のあった475大学のうち、仙台大学は総合ラ

ンキングが44位で、うち私立332大学中12位と上位にランクされています。

仙台大学とは平成15年9月18日に教育委員会と、平成16年8月26日には町とそれぞれ連携協力に関する覚書を締結するなど、これまでもスポーツ、健康づくりの分野を中心とした連携事業を推進してきているところであります。

そこで、次のことをお伺いいたします。

1) 本町と仙台大学が地域連携事業としてさまざまな事業を行っていることは、町民も多少はわかっていると思いますが、まだ十分とは言えない状況にあると思います。このことをどう見ているのでしょうか。また、仙台大学の存在が本町に与えるメリットについてどう考えているのでしょうか。お答えをお願いします。

2) 仙台大学では、本年度教学組織の中に生涯学習センターを設置するなど、大学と地域間の連携事業の充実を図ろうという明確な手だてを講じています。このようなことを踏まえ、今後地域連携事業がより一層進展するためには、お互いの情報交換を密にする必要があると考えます。一つの方策として、定期的な意見交換の場を持つ考えはないか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員、大綱1点ございました。

仙台大学との連携事業の進展についてでございます。

1点目、仙台大学とはいろんな連携をやっておりますが、まず、スポーツ面では、大学の先方方をスポーツ振興審議会や体育指導委員会委員としての委嘱、柴田町のスポーツ振興施策の一つである体力づくり教室への計画立案段階からの協力や講師派遣、さらに、仙台大学祭と同時開催している「スポーツフェスティバル in 柴田」などを行っております。

健康づくりの面からは、メタボ解消教室、きょうから始める女性のための健康教室、さらには平成19年度から21年度の3カ年の地域再生計画の中で、仙台大学との協働による地域密着型の健康づくり支援システムの構築として、学生の健康づくり運動サポーターの養成と、地区住民を対象にした健康づくりを行ってきました。

このような取り組みから、着実に町民の間に、柴田町と仙台大学との連携事業が浸透してきていると思っておりますが、地域全体への広がりや地域連携事業の成熟度は十分であると言えませんので、今後さらにスポーツ交流機会の拡大や健康づくりにおける仙台大学や学生が持つ専門的知識や技術の活用、さらに本格的な大学施設を利用させていただく中で、町民の

理解を深めていきたいと思ひます。

仙台大学が本町に与えるメリットについてですが、柴田町に仙台大学があることで、大学が培ってきた高度な教育力が柴田町全体の教育力や地域力に結びついているとともに、学生が積極的に子供たちや高齢者とのスポーツ指導やレクリエーション交流や健康づくりにかかわってくれることで、町に活気が生まれていると思っております。さらに、オリンピックやユニバーシアード大会等の国際大会での仙台大学生やOBの活躍、中国やフィンランド等との留学生の交流等を通じて柴田町の名声を高めていただいております、柴田町が目指すコンパクトで質の高いまちづくりを進める上で大変重要となる知的社会関係資本であるとの認識に立っております。

今後とも、スポーツや健康づくりを通じた地域住民の健康づくりとコミュニティづくりのため、大学との連携事業を共同で企画し、実践を重ねていきたいと思っておりますし、その成果を町民に知らせてまいりたいと思っております。一方、大学においても、知の拠点としてなお一層柴田町のまちづくりに貢献していただけるものと大いに期待しているところでございます。

2点目の具体的な情報交換の場でございますが、この情報交換の場は双方にとってもメリットが大変大きいものでありますので、窓口の一元化を図る上でもぜひ定期的な意見交換を行っていききたいと思ひますので、仙台大学にお伝えいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 1問目に関連してご質問申し上げます。

柴田町地域防災計画によりますと、仙台大学は災害時における避難場所として明記されています。しかし、大学の持っている施設や機能からすれば、もっと緊急時における役割を果たすことが可能ではないかと思ひられます。大げさな言い方かもしれませんが、相互応援協定を結んでおくとか、災害ボランティアの協定を結んでおくとか、もう少し具体的なことについて話を進めてもいいのではないかと思ひますが、考えを伺っておきたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今安部議員さんの方からご提案ありましたとおり、非常に大学との連携は重要であると認識しております。そのようなご提案を踏まえまして、今後そのような手続に向けて検討してまいりたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 地域防災計画に今申しましたように災害時における避難場所の指定を受けているのが仙台大学ですけれども、避難場所の明示とかそういったような看板は必要ないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今後看板等についても設置に向けての検討を進めたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 2問目に関連してお話し申し上げます。

私の言っている意見交換の場については、各分野ごとの事務レベルの関係者によることが必要だと思って質問いたしました。例えば、スポーツの分野とか、介護予防の分野といった目的別、事業別に分けての情報交換の場を持つということです。こういったようなことについて、どのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁求めます。生涯学習課課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） ただいまの2問目についてのご質問でございますけれども、やはり各施設、各関係との事務レベルでの情報交換の場は必要と考えております。ということで、これにつきましては内部調整を図りながら、22年度から実施の方向でいきたいというふうに考えをもってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） これから申し上げることは要望で結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

仙台大学は確かに柴田町に設置されております。地元を大切にし、互いに連携を密にしていきたいということは揺るぎないことと思います。しかし、大学は大学としての使命上、どうしても広域的に物事を考えていかざるを得ない立場にあると思います。言いかえれば、柴田町だけの連携を考えていけばよいということではないといえます。現に、いろいろな市、町との連携事業が進められている状況と聞いております。

このようなことから、今後きちとしたことでの仙台大学と柴田町との連携のあり方を構築しておく必要があると思います。お互いさま的なところがありますが、町サイドからの積極的な働きかけが大変大切であります。このことよっての情報共有化を図ることが肝要であると思います。ぜひ町サイドから今まで以上の働きかけを期待します。これは要望であります。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子さん 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、**防災・災害復興対策に女性の視点を。**

宮城県内での地震発生は、2003年、5年、8年と続いており、政府の地震調査研究本部は宮城県沖地震の発生確率を今後20年以内で70%以上、30年以内で99%と発表しています。柴田町としても地域防災計画に基づいた地震への対応を真剣に考えねばなりません。

災害時に女性たちが直面する困難は、ひとり暮らしの高齢女性の死亡率の高さ、避難所での女性ならではの不便さ、生活必需品の確保の難しさ、災害後の職場復帰の難しさなど、数多く明らかにされています。しかし、地震大国でありながら、今まで多発する災害について女性の視点で取り上げられることはほとんどありませんでした。国では新潟中越地震をきっかけに災害と女性のテーマを取り上げ、国の第2次男女共同参画基本計画の「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」の中に、防災分野における女性の参画の拡大と、防災の現場における男女共同参画を盛り込んでいます。

ことし3月策定の柴田町地域防災計画の中に、この女性の参画の拡大や男女共同参画がどのように盛り込まれたのかを伺います。

2点目、**業務の見直しとIT改革の推進を。**

現在、自治体におけるIT利用は、業務の効率化や住民サービスの向上のために利用範囲が大きく広がり、IT関連予算は増加の一途をたどっています。このIT関連予算の肥大化を解決する取り組みを行っている自治体があります。11月23日の朝日新聞に、沖縄県浦添市の業務システムの記事が掲載されました。市の職員とメーカーの社員が相談し、独自に開発したシステムは、効率的な上にコストが安く、基幹系の発注価格は従来の半分以下となりました。このシステム構築を可能としたのが、2006年度より実施している事務事業評価制度です。担当課が1次評価を行い、職員で構成された2次評価委員が「適当である」「充実を求める」「改善を要する」の3段階の評価と指摘事項を付した事務事業評価表をホームページで公開しています。

このような浦添市の取り組みに対し、どのように考えているのか、また、柴田町の今後の業務の見直しとIT改革についての考えを伺います。

3点目、**新学習指導要領に基づいた学校図書館を。**

新しい小学校学習指導要領では、指導計画の作成などに当たって配慮すべき事項の一つ目に、児童の言語活動の充実の重視が挙げられています。さらに、教育課程実施上の配慮事項の一つ目にも児童の言語環境の整備と言語活動の充実が挙げられています。また、学校図書館の利活用には、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することと明記されており、児童がみずから学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められています。

この新学習指導要領に基づいた教育活動を行うには、人の配置と十分な資料を備えた学校図書館の整備が早急に必要となります。平成23年度からの新学習指導要領の全面的な実施を控え、町内学校図書館の現状をどのように把握、分析しているのか。また、学校経営の中核となる学校図書館へ向けた今後の整備計画について伺います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

1点目、2点目は町長、3点目は教育長。町長、お願いします。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱3点ございましたが、私からは大綱2点を回答いたします。

まず、1点目、防災関係でございますが、議員ご質問のとおり、平成17年12月27日に閣議決定した国の第2次男女共同参画基本計画の「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画基本計画の推進」の中に、具体的施策として「防災分野における女性の参画の拡大」や「防災の分野における男女共同参画」が盛り込まれております。柴田町地域防災計画の策定に当たり、具体的施策としてこのような表現としては確かに防災計画の中には記述してはございません。ただし、避難時に困難が生じることが予想される者への対策として、災害時要援護者対策、避難所の管理運営に当たっては、避難者に対する情報の提供、避難所のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努めることを防災計画の中に盛り込んでおります。

新潟県中越地震以降、男女共同参画に関する各種研修・講習会等において、女性の視点から見る防災・災害復旧対策に関する提言がいろいろと出ているようであります。意思決定の場における女性の参画の推進、女性の視点を反映させた避難所運営、多様な女性のニーズに応じた支援などについては、町防災計画の中におおむね盛り込まれていると思っておりますが、労働分野における防災・災害復興対策、災害時におけるDV防止のための取り組みの推進などに

については、今後災害・防災復興対策を実践する中で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、この防災計画の策定に当たりましては、町民の意見・提案等を反映した計画とするため、「柴田町地域防災計画全面改訂町民懇談会」を開催し、町民の防災にかかわる各関係団体から14人の委員のうち、女性委員5名の方々の参画をいただき、女性の視点でのご意見、ご提案も含め、策定したものでございます。

2点目、IT関係でございます。

沖縄・浦添市のITシステムへの取り組みについては、新聞で大きく取り上げられ、注目を浴びました。ただ、浦添市の置かれているIT環境は、かなり恵まれたものでございます。浦添市のシステムは、いわばオーダーメイドに近いものであり、情報部門の職員も7名と報じられています。宮城県内で同等の取り組みを行えるのは、仙台市のみと考えていただきたいと思います。

浦添市では、システム開発を半額の8億円で基幹系システム開発を行ったと報じられております。柴田町での同等のシステムは、独自開発ではなく、パッケージと言われるメーカー開発システムを導入していますが、使用权をリース契約で適応させることで導入経費を抑えております。開発価格換算で8,000万円弱になると思います。浦添市にとっては、開発手法を大きく変更したことで、経費面での軽減や業務分析体制の整備など、すぐれた点多々あったろうと感じておりますが、専従職員を何名も置くような取り組みは、中小規模の自治体にとって重過ぎるものでございます。

柴田町では、情報政策面では県内でも上位にあると思っております。1名ですが、情報担当職員を置いており、浦添市が取り組んだオープンソースやシンクライアントといった最新のIT技術も実証実験という形で試みてきました。ただ、経費面ですぐれていても、国や県、他の自治体との整合性や性能面では追いつかない部分が多く、それらをカバーする十分な職員体制が敷かれないことには難しいと判断してきました。

情報システムを自前で構築することは、「業務を分析し見直しする」、また「再構築する能力」を伸ばすことにつながります。事務事業評価の根底につながる考え方でもあります。国・県が指導する各種の検討会、研究会、関係ベンダー等の支援などを戦略的に活用し、業務の効率化やコストの低減に取り組んでまいります。

○議長（我妻弘国君） 教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱3問目、「新学習指導要領に基づいた学校図書館を」についてお答えいたします。

「町内学校図書館の現状をどのように把握、分析しているのか、学校図書館へ向けた今後の整備計画について何う」についてでございますが、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領が全面実施となります。ご指摘のように、国語科の指導計画の作成に当たっては、配慮すべき事項の一つとして「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が盛り込まれております。

学校図書館の充実に向けては、司書の配置や地方交付税で措置されている図書費の予算確保、児童の身長に合ったテーブルやいすの設置など、多くの課題がありますが、それぞれの学校では創意工夫しながら望ましい図書館づくりに努めていると受けとめております。

学校図書館は自由な読書活動の場として、また学びの場として、子供たちの育ちを支える重要な拠点であり、また、学校図書館には子供たちに読書の魅力や本を使って調べ学ぶことを教える司書の配置が重要であるということも認識しております。例えば、名取市の学校図書館においては、16校の小中学校すべてに市の正規職員の学校司書が配置されており、人事異動も市立図書館と学校図書館で行われております。

当教育委員会としても、学校図書館の充実は将来に向けての重要課題ですが、現在教育委員会では船岡中学校と槻木中学校の耐震化工事を重点事業と位置づけ、集中的な予算の配分を行っているところでもあり、学校図書館についても先進地の事例を参考にさせていただきながら、整備・充実に取り組んでまいります。今後、「国から地方交付税で措置されている学校図書館の図書費に近づけること」、それから「古い本、使えない本の廃棄処分」、「専任の司書の配置」、「テーブルやいす、書架等の整備」、「今後新たに設置される図書館との連携」等々、新学習指導要領に対応できる学校図書館の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） まず、「防災、災害復興対策に女性の視点を」から聞きます。

策定に当たり、町民懇談会では委員14人のうち女性が5名だったと。それではお聞きしますが、避難所責任者は役場職員が当たると地域防災計画にはありますが、現在だれがどこの避難所責任者になるのか決まっているのでしょうか。そのうち女性は何人いるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 各防災避難所につきましては、第2次避難所となるものが防災計画の中に記述してございます。そこについてはおおむね3名の職員を配置してございます。うち1名は女性ということで配置を計画しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 1995年の阪神淡路大震災から私たちが学ぶべきことはたくさんあります。私も気づかないでいたんですが、実際に報道されなかった真実というのがたくさんあるんですね。「ウィズネット神戸」というところで2005年11月に発行した「災害と女性」という冊子があるんですが、これは地域防災計画を策定するときにごらんになったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ただいまの冊子を見たかどうかということでありますが、その冊子については実際には見てはおらないところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 実際に計画を立てるときというのは、やはりいろいろな情報を集めるべきだと思うんですね。私がこの冊子を見て本当に驚いたのは、女性にとって本当に震災というのは大変なことなんだなということだったんです。例えば、震災後、母子家庭や高齢者を、母子家庭の女性、それから高齢者を抱えた人、妊婦さんがまず先に解雇されたんですよ。これはなかなか余り新聞報道されなかったんですが、まず生活の基盤をすっかり失われた、家が壊された上に働き場もなくなった。それは女性が先だったんですよ。

そのほかに、プライバシーのない避難所生活で真っ先に女性の健康が悪化したこと、妊婦や乳幼児を抱えた母親のむしろ心のケアですね。そちらの方が大切だったこと。それから、保育所が閉鎖されて、夫は単身赴任で、企業の方は男性だけはもうホテルを用意して単身赴任させて仕事をさせましたので、実際の大変な避難所の中には女性がほとんどだったんですよ。その中で、学校や保育所が閉鎖されて、責任を一手に背負わされた若い母親たちが追い詰められて、子供を虐待するということも少なからずあったということです。かなりの件数が報告されているそうですそれから、ストレスを抱えた夫から妻への暴力が増加した。こういうことが実際には当時は報道されなかったけれども、あったんですよ。

そういうことがきちんとこういう神戸の団体が出している中にしっかりと記されています。計画自体はもうつくってしまいましたが、今後マニュアル等をつくるときには、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それと、この中にですね、これはだから要望しておきますね。ぜひ、どうぞ、必要であれば

これを取りあえずお貸しします。

この中にもう一つ出ていたのが、神戸新聞、2005年6月5日の社説なんですが、「災害と女性」というタイトルで、この国の男女共同参画基本計画と、それから地震災害のことを結びつけて書いてある社説なんです。ちょっとだけ読み上げます。「阪神淡路大震災では、関連子も含め、高齢女性の犠牲が目立った」、1,000人以上女性の方が男性より多く亡くなっているんですね。「さらに、被災の数週間後には、女性にしわ寄せがいく形で、家族関係や雇用をめぐるトラブルが急増した。保育所や学校が閉鎖する中、子供や高齢者の世話で出勤できなかった女性が白い目で見られ、ひどい場合は解雇された。被災のストレスを女性への暴力で晴らそうとするケースもあった。このような状況を繰り返さないためには、防災や復興の計画に女性の視点や男女共同参画の理念を組み込んでおく必要がある。女性だけでなく、高齢者や障害者、外国人、子供たち、すべての人々の人権を守ることにつながるのではないか。女性の視点が必要なのは、被災直後の緊急支援の段階だけではない。その後の長い復興過程や事前の防災、減災も含めて幅広く取り入れる必要がある。重要な方針や政策を決める際には、女性らの参画を保証し、不利な立場には置かない措置が講じられるべきだろう」。

本当に大切なことが盛り込まれている社説なので、どうぞ後でござんいただきたいと思えます。やはり情報の収集というのは大事な計画立てるときには必要で、そして、この委員の方々にもこういう情報を流した上で、柴田町への計画に対する意見、考えというのをやはり出していただくべきだと思うんですね。

例えば、先ほどは避難所責任者3人のうち1人は女性ということだったんですが、ではもう一つ聞きますが、柴田町でも幾らか備蓄品はありますよね。災害に対しての。その中に、乳幼児用のものは含まれていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 現在備蓄物については今乳幼児のものが含まれているかというところでございますが、現在、乳幼児のものについては含まれておりません。ただし、町では生活応援物資の応援協定を結んでおりますので、その協定を結んでいる業者からの提供を考えております。また、防災計画の中にも記述してございますが、さまざまな生活応援物資につきましては、町の商工会を通じまして、必要な物資については早急に町内の業者からも入手するように考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 地震の場合は町内の業者も動けないということを想定した方がいいと

思うんですね。ですから、応援物資が届くまでの間、何とか不足しない分の、例えば乳幼児であれば粉ミルクや離乳食、紙おむつ、これはある程度必要だと思います。こういうのもやはり女性の視点から見ると、「あ、そんなの当然よね」という感覚なんですね。備蓄品の中にはこれは必要だと。それから、少し長くなってくれば、絵本やおもちゃなども必要になると。ですから、神戸や新潟等の報告を見ると、乳幼児用には特別な部屋が必要、それから絵本やおもちゃなども。そうでないと、子供の方がかなりストレスを抱えて厳しい上京になると、それから、母親が周りからの本当に白い目で見られて、寒い中外で子供をあやしていたりということが大分見られたそうです。

ですから、今から避難所の使い方ですね。そういうことも女性の視点から若い母親の意見を入れて考えておくということは必要なのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 確かに女性の視点から防災を見るということは大切なことだと思います。町の基本的な備蓄物の考え方ですけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、災害時の生活物資の応援協定を結んでいるところからまず調達をするというのが優先です。あともう一つは、できるなら、ただいま粉ミルク、紙おむつ、確かに備蓄は重要であると思います。ただし、これにつきましては現時点では個人での備蓄啓蒙啓発を今しているところでございます。今各自主防災組織等から出前講座等がありまして、その要請があった際についても、町の考え方を示しておりますし、現時点ではできるだけ個人の備蓄をしていただくようお願いしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ある程度個人で備蓄は備えてとにかくあると思うんですね。ただ、本当に大地震が起きたときに、それを持って逃げられるかどうかも含めて、やはり考えなければならぬと思うんですね。ですから、応援物資が届くまでの間、何とか持ちこたえられる分は少しは用意しておく必要があると思います。これは要望しておきますので、検討してください。

それで、特に小さいお子さんをお持ちのお母さん方に、「仙台市子育てふれあいプラザのびすく仙台」で発行した「地震に強いママになる 子育てファミリーのための地震防災ハンドブック」というのがありますが、これはごらんになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ただいまのハンドブック等については見ておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 仙台市では大分好評で増刷したりして、お母さん方に配ったということなんですね。これもやはり近隣でいい、こういう冊子でもいいものが出た場合、やはりアンテナを高くして、入手して、それを柴田町でも利用するというふうにはいかがでしょうか。この冊子は2005年8月の宮城県沖地震の後にボランティアの若いお母さんたちが、「地震は怖いけれど、怖がってばかりいても何も始まらない」と考えて、話し合っただけの小冊子です。子育て真っ最中のお母さんならではの視点、アイデア、家庭での備えなど、子供を地震から守るための情報が集められています。どうぞ参考にして、柴田町でもお母さんたちと一緒に作成したらどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ぜひそのような冊子については入手し、今後の防災行政に役立てていきたいと思っております。町の方でも実は災害時における女性のニーズ調査というのを、特定非営利活動法人「イコールネット仙台」で行われたということがありましたので、それらの調査報告書が出てまいりましたので、それを入手いたしまして、具体的な今後の防災行政をする上での役立たせようということで入手したところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） では、ちょうどよかったです。それも質問しようと思っていたところなんですね。「イコールネット仙台」がことし2月に、災害時における女性のニーズ調査を行って報告書を出しております。この中で最後に提言がなされています。そこからちょっと伺います。提言の第1に、「防災、災害復興対策に関する意思決定の場に女性を責任者として登用する」とあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 先ほども申し上げましたとおり、防災計画の見直しにつきましては、当然町も男女共同参画の宣言をしている都市ということで、町長答弁にありましたとおり、女性委員を踏まえて協議、検討したというところでございます。できるだけそういう場につきましても女性の方々が参加できる機会を講じてまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 期待しております。でも、もう一つ聞いておきます。「各種防災政策において、女性の視点を反映させるため、防災担当部局に女性職員を積極的に配置してい

く」とあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 女性の配置ということでございますが、役場職員の中、男性の方が多いというような状況もあります。今後女性の職員も男女共同でございますので、男性、女性と限らず採用をしておるわけでございます。1次試験を通り、あと面接でということで、男女差別なく採用してございますので、今後女性がより一層職員としてふえて、これは今現在男性が多くてなかなか配置的なことはできません。ただ、総務課にも女性職員が3名おりますので、そういった方たちの意見を横のつながりの中でご意見を踏まえながら、防災の計画の方に反映させていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） IT関連のまず予算について伺います。

先ほどは町長は使用权はリース8,000万円ということでしたが、特別会計を含めたIT関連総予算はどのくらいになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 年間予算になりますと、まず機器の使用、システムの使用料が約5,000万あります。そのほかに保守の委託とか、あと大量の打ち出しを委託かけます。それが9,000万弱、合計で1億4,000万弱が最近の動かない数字かなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ことし3月に地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会が、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」という報告書を作成しています。その中に、ITへの対応について、次のように明記されています。「システム開発や更新に当たり、経費の内訳が複雑または包括的であり、使用や積算の面においてブラックボックスとなりやすい」、このように明記されているんです。柴田町において、全体の予算から見て1億4,000万円というのはブラックボックスになっていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 完全に全部わかるのかと言われると、それはわかるとは言い難いんですが、柴田町4万の町なんですけれども、情報政策の専従職員1人置いておまして、積算できる力があります。ですから、その高い安いというのは、実はほかの自治体との比較で見ると以外にはないんですが、その辺の動向を踏まえて、完全にそのお金の、いわゆる業者の言いなりになるようなブラックボックスにはなっていないというふうに考えていま

す。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） では、柴田町の最高情報責任者、C I Oはどなたになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 位置づけは副町長がC I O……。 （「副町長」の声あり）そうです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） C I Oの役割として、I Tに関する利活用方針の策定、システムの最適化、システム開発時の技術面、経費面の妥当性の検証などが挙げられますが、副町長においては十分になされているとお思いでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（小泉清一君） これにつきましては、私が委員長という立場で毎年1回開かせていただきまして、予算要求から始まりまして、その決算をどうだったかというような検証は実はさせていただいております。そういった形でやらせていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、実質的な最高責任者というよりは、形骸化しているというふうに見た方がいいと思うんですね。年1回の役割だけでは、内部のことについてはよくわからないと思います。先ほど専従が1人いるということで、実質的にはその方がすべての利活用方針の策定やシステムの最適化等に当たっているということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 当然、最高責任者は副町長ですが、企画財政課課長職がその専従職員と全部、全部といいますか、内容については精査に加わりまして、指揮系統は企画財政課長が持つことになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） I Tガバナンスの段階的強化の中に、I Tガバナンスレベルの4段階というのがありますよね。柴田町はこのレベル1から4のうち、どれに当たるとお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 申しわけありません。そのガバナンスの1段階から4段階の区分について今頭に入っておりませんので、それ説明していただければお答えできると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） レベル1が未整備段階、レベル2が導入段階、この導入段階というのは、ITガバナンスの必要性を団体が認識し、IT利用の基本方針の策定やCIOの設置など、外形的な枠組みは整備されていますが、ITガバナンスは十分機能していませんというものです。レベル3になると、機能段階でITガバナンスの枠組みが有効に働いています。さらにその実施状況が把握されています。レベル4で発展段階、ITガバナンスの枠組みの実施状況について評価し、かつ評価結果を受けてITガバナンスの枠組み自体の見直しが定期的に実施され、ITガバナンスがさらに高い次元に発展しています。

レベル2ぐらいだとお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 2かな、それとも2.5あげてもいいんじゃないかなというふうな思いでいます。確かに、ガバナンスやるときには、外部の目が必ず導入が必要になってくるんですけども、それがCIOだったりするんですが、そこまでは踏み込めていない。ただ、ガバナンスそのものについては、他市町村に比べればやはり上位にあるというふうな自負は持っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） このレベルをはかるためのレベルシートというのが用意されております。インターネットでもとれますので、早急にレベル把握をお願いしたいと思います。

それから、今の課長答弁でも町レベルでは高い方ではないかと考えていらっしゃるようです。それと、先ほどの町長の答弁でも、情報政策は県内で上位だろうというお話でしたが、日経新聞社の雑誌「日経BPガバメントテクノロジー」で、8月に自治体の情報化の進展度を評価する「e都市ランキング」を発表していますね。全国1位は総合得点91.9の東京都荒川区、県内の1位は仙台市で74.3、柴田町は39.7、決して高くはないですよ。このアンケートは答えていますから、アンケート結果もごらんになったと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 実は10年ほど前からずっと続いております。最高でも県内20何

位が最高でしたか。もう少し高いんじゃないかと思っているんですけども、やはりそのいわゆる運用体制、セキュリティー含めた安全体制にかけている経費と労力が足りない。そこがかなり大きなポイントになっておりますので、そこで大きく落ちているのはわかっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうですね。セキュリティーが7.0と結構低いんですよ。今後そうなると、やはり見直しというのは必要だろうと思うんです。それで、このガバメントテクノロジーのこの結果で高いところが、近隣でいうと福島県の国見町なんですよ。町村レベルで62.9、これはもうかなり高い。宮城県内でも62.9は仙台市と大崎市しか超えていない状況です。国見町の状況を調べてみたんです。国見町は昨年度機器更新の時期を迎えた際に、メーカーの機器更新提案には高額な予算が必要なため、そのまま機器更新は難しいと。それから、提案内容は町の運用レベルに合っているのか、メーカーの提案内容が不明確等の問題や疑問点が発生したそうです。それで、第三者へ検討を依頼したとのこと。その結果として、調査結果として、安心して任せていたはずのメーカー保守サポートが不十分、根本的な運用、設計の問題あり、身の丈に合っていない過大なソフト、高額な導入費ランニングコストなどが挙げられ、課題解決に向けて取り組んだそうです。その結果、町のレベルに合った更新、コスト削減、リスク回避、故障時の迅速な対応が進んだといます。このようなほかの事例について学ぶべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 国見町のことはちょっと知りませんでしたが、観点はそのとおりだと思います。当然、先駆団体、第三、宮城県内では「ナビス」という公的機関、いわゆる市町村とかを指導する機関がありまして、そことも連絡をとりまして、足りないものとかについてはときどき指摘を受けることもあります。経常的に取り組みはしております。また、いいところがあれば、経費の問題もありますが、随時導入していきたいというふうな考えで運営してまいりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この国見町の取り組みというのは、やはりもうこれ以上自治体としてIT関連にお金をかけられないというところから見直しを始めているんですよ。今の柴田町もこの財政状況にあって、やはり1億4,000万というのはかなり大きいですよ。本気になって見直しをかければ、何千万か浮かすことができるかもしれない。一番の今、町が取り組

むべき課題だと思います。ここで浮いたお金というのは、教育費や、それから福祉や生活道路等、側溝等、今まで皆さんが我慢しているのに全部回せるわけですよ。そうすると、町を挙げてもっともっと真剣に取り組むべきなのではないでしょうか。

先ほどの浦添市の場合は、町長に言わせれば、ここはもう人数も抱えていてどうのということだったんですが、どこも厳しい状況から脱却しよう、脱出しようとして頑張っているわけですよ。確実にそういう自治体というのは実績を上げつつありますから、情報をどんどん集めて、話を聞きに行く、教えてもらうということが必要だと思うんです。もっと積極的な取り組みが必要なのではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町は、この情報に関しましては課長もその担当もほかの自治体よりすばらしいものですから、システムについても適正に行っているというふうに考えておりますが、先進事例もあるということでございますので、より一層課長を中心に、柴田町の業務効率のために新たなシステム、ただ、その際にやはり浦添市のように要員を抱えなければならぬということになると、また別な面でコストはかかりますので、最適な情報システムの導入について、今後先進事例を参考にしながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 浦添市の場合は、あれですよ。手を挙げたんですよ。経済産業省が推進するオープンソースソフトウェアの普及事業で、自治体におけるオープンソースソフトウェア活用に向けての導入実証、これに採択されて、その結果、うまくいったので市を挙げて取り組みだしたということですよ。ですから、敏感にならないといけないんだと思うんですよ。「今頑張っているからこれでいいんだ」としか聞こえないんです。けれども、100億の予算、もうこれからは100億も予算組めないようになってきます。その中で1億4,000万ものやはり歳出がどうなのか。私たちはブラックボックス化していると考えます。実際に国が出しているいろんな報告書等を見ましても、やはり見直し、これはもう随分前から出ていますよね。例えば、そうですね、先ほどの地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会が出した報告書の中でも、「ITの利便性だけではなく、脆弱性やリスクについても正しく評価することが重要である。ITの利用環境の適正性を検証するための手段を整備しておくことが求められる」と書いてあります。

柴田町でこの考え方ってしていますか。脆弱性やリスク、それから正しく評価する。正しく評価するのであれば、第三者にゆだねるということはしていいと思うんですよ。国見町は

どうしようかといったときに、情報システムコンサルティングに業務委託したわけですね。その選定のポイントとしては、コンピューターメーカーの系列に属さず、中立の立場で相談できる専門技術者、町の立場で助言や支援をいただける専門技術者にしたといいます。やはりこういうところに相談をして、一緒になって見直しをかけるということが大事なのではないでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 全国の自治体がそのような指摘を受け、柴田町もその中に入っているかと思えます。ただ、脆弱性とかその辺についてはかなり私どもも認識はしております。先ほど質問にもありましたが、基幹系とか一般系とか地域系というふうな系統を分けまして、完全なセキュリティーはとっていると思えます。ただ、柴田町が弱いのは、例えば職員の中でのいわゆる悪意があった場合とか、そういうところについてはかなり弱いかなというふうには思っています。そこまできつい、例えば指紋認証とか、そういうところまでとっておりませんので、いわゆるその内部の中のセキュリティーは少し弱いんじゃないかなというふうに感じています。

外部コンサルタントにつきましては、実は柴田町やったことはないわけではないです。地域系が始まる、地域イントラというふうな地域系を始めるときに、同じようなメーカーに属さないコンサルティングを受けまして、メーカーに余り依存しないような形でのコンサルティングを受けております。あともう一つは、全体としての行政全体としてのコンサルティングの必要性という形で、さまざまな研究機関からいわゆるオファーはあるんですが、決して安い金額ではないということもありまして、なかなか踏み込めていないのも現実です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 改革に取り組んだ自治体の情報というのを、本当にこれから集め、直接話を聞くということをやっていただきたいと思えます。ちょうど国見町の取り組みについてもここに持っているんですが、やはり大型コンピューターではなく、分散させたと。そういうことでやはり……、分散させることによって、コストも削減できたし、それから故障した、それからいろんなリスクに対する回避もできるようになったということです。ですから、いいことづくめだったんですね。もちろんそこにいくまでにはかなりの努力が必要だったとは思いますが、実際これで終わりということはありません。IT関係はもうずっと使っていくわけですから、放っておけばふえ続ける可能性のある部分ですね、一番経費的には。それではなくて、全面見直しをかけることによって、今削減することで将来的に柴田

町の財政というのが安定するのではないかと考えますので、どうぞ見直しをお願いしたいと思います。

次に、学校図書館です。

先ほど整備計画についてお聞きしたんですが、結局整備計画は全くないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 整備計画ということですが、柴田町子ども読書活動推進計画が平成22年までの計画になっておりますので、23年度から始まる新しい計画に学校図書館の充実、整備についても盛り込んでいきたいというふうに考えております。そのために、平成22年度中に課題を整理し、整備目標を具体的にしていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子ども読書活動推進計画と、それから学校図書館整備計画をリンクさせることはないと思うんですよね。22年度予算を今要求しているかと思うんですが、そこに盛り込んでいかなければならないわけですから、22年度までのものが終わって23年度からの盛り込むのではやはり遅いと思うんですよね。実際に文教厚生常任委員会でも小中学校の図書館を回りましたけれども、本当にひどい状況なんですよね、まだまだね。実際にはつけなければいけない図書予算も十分についていない、廃棄も行われていないということですから、23年度の学習指導要領に沿った教育をもし、教育長が目指すのであれば、来年度で、22年度で整備しなければ間に合わないと思うんですよね。きっと計画は正直ないだろうと思ってお聞きしたんですが、だから今から急いで22年度中にやるべき課題をきちんと挙げ、そして予算化するべきだと思うんです。課題だけではなくて、そこは町長部局になりますが、きちんと予算化しないことには進まないですね。

私は何度でも言いますが、特に学校図書館の図書費ですね。文部科学省が新学校図書館整備5カ年計画で出している、平成19年度から毎年200億円、5年間で1,000億円、この分というのは新規購入分という考え方じゃないんですよ。廃棄図書分なんです。古い本がまだまだ多く残っているから、その本を廃棄して、そして更新分として入れなさいという分なんです。それが地方交付税措置されているために、自治体は悪く言えば好きに使っている。けれども、ここをきちんと子供たちに使わなければ、今柴田町の学校図書館はよくなるじゃないですね。

例えば、小学校1学級当たり約3万8,000円ついてます。15学級、例えば船迫小学校15学

級なんです、そうすると57万円になります。そのほか特別支援学級の分も入れればもう少し上になりますね。実際にじゃあ今年度の21年度の船迫小学校の図書費は幾らだったでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 21年度の船迫小学校の図書費は28万7,000円です。

○17番（白内恵美子君） 30万円を切る図書費しかつけていないんです。本来は、この28万7,000円プラス57万円なんです。そこを忘れないでほしいんですね。こうしなければ学校図書館がよくなるということでの地方交付税措置という形で、町にとっては決してこういう形はよくないと思うんですが、ただ、文部科学省が少しでもその学習指導要領に沿った学校図書館にするために整備計画の中に1,000億円盛り込んで、そして各町では予算化するようになってきているわけですから、来年度は全額予算化すべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この議会でも地方交付税をきちっとやはりご理解をいただかないといけないんですね。文部科学省と総務省では全く考え方が違うということでございます。確かに文部科学省は1,000億円、その地方交付税に算定する基準に予算獲得しますが、それであれば、1,000億円分の地方交付税が地方自治体にふえてこなければならぬわけなんです。ところが、実際は5兆円地方交付税は減らされている。ということは、この1,000億円は基準としては計算しますが、総体として5兆円減らされているものですから、その分来ないということなんです。そこを理解していただかないと、文部科学省と各省庁の、財務省以外はですね、すべて地方交付税の算定基準に入れているんです。これは間違いなく措置をしているというんですが、措置をしているのであれば地方交付税はふえなきゃならないんです。ところが、総枠は抑えられるどころか、この平成16、17、18だったと思うんですが、3年間で5兆円も減らされたということは、みんな基準はあるんですが、総体的に減らされていって、実際来ないんですね。ですから、柴田町の財政が苦しくなったのもそこなんだと。

ですから、各省庁が地方交付税で面倒見ますというのは、経費として認めるだけで、実際は来ないということでございます。そこをご理解いただかないと、57万円の確かに基準がありますが、ほかの地方交付税で面倒見ているところを戻さないといけません。ですから、今国に対しては5兆円早く戻して、この基準単価がそのまま反映されるようにしてほしいというのが、まあ、町長の大きな仕事かなというふうに思っております。もちろん図書費につま

しては、全体の予算の流れを見て措置をしていきたいと。今一番最初にやらなければならないのは、耐震化だということがありますので、それにお金が大きくかかるわけですね。それで、なるべく早くということと要求をしておりますが、ここで言った方がいいのではないかな、きのうちょっと言いそびれましたので。船岡中学校の体育館ですね。22年度で柴田町単独で4億円かけて整備するということであつたんですが、きのうの段階で、船岡中学校の体育館については21年度予算で措置されるという内定をいただきました。1億1,200万いただきましたので、これは起債が使えるということとございます。そういった意味で、少し一般財源の持ち出しが少なくなりますので、その兼ね合いでなるべく子供たちの予算の方には回していきたいというふうに思っております。

ですから、図書費を回すのと地方公費税を絡められると、私もかちんとくるわけですね。そこは理解をしていただかないといけないというふうに思っております。図書費についてはきちっと全体を見ながら措置をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 地方交付税の件はね、私に言っても仕方ないことですから、国に言ってほしいと思います。

実際に、この学校図書館ですね。教育長としては23年度からのこの新学習指導要領に沿った教育が本当にできるとお考えなのか、伺いたいと思います。

その前に、この教育指導要領にかかわった兵庫教育大学長で中央教育審議会副会長の梶田叡一氏が著書の中で、「新しい学習指導要領の理念と課題」という本の中で次のように語っています。「これからの学校教育の目指すべき方向は、確かな学力であり、それを基盤とした生きる力の育成です。学校は、一人一人の子供にそうした総合的な力を、成長、発達、長く広い展望を持ちつつ、責任を持って育成していく場にならなくてはならないのです。そして、確かな学力を実現していく上で土台となるのが、言葉の力なのです」と語っています。

柴田町がこの子供たち一人一人に責任を持って、一人一人の子供を責任を持って育成していく学校図書館を提供できるのでしょうか。教育長の考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 新学習指導要領におきましては言語活動の重視ということが最優先に挙げられているわけとございますが、これはもちろん国語科だけではなくて、すべての教科においてということなんです。背景にありますのは、例のいつも出てまいりますOECDのPISA調査の結果、読解力が非常にこう、少し日本の方が下がってきたと、いわゆるラ

ンクがですね。そこを背景として、その国語力といいますか、読解力充実ということで今回の言語活動の重視、言語環境の整備というふうなところが入ってきておりまして、それと関連して図書館の活用、利用ということも取り上げられているということだと思います。

学校現場では、ただいまのご質問のように、その図書館十分に整備されていないんじゃないか、学習指導要領に應じることができないんじゃないかとそういうふうな心配も当然ございますが、ただ、これはそれがすべてではなくて、例えば言語活動、すべての教科というふうに今言いましたけれども、例えば体育でも、それから音楽でも、とにかく、例えば子供たちが自分のその学習活動の中で発表とか、それからレポートを提出したりとか、そういうふうにして総合的に子供たちの国語力を充実させようという方向でありますので、図書館にこれこれの図書がないとこれができないとか、確かに不十分ではあるかもしれませんが、十分ではないかもしれませんが、今新指導要領が目指しておるような、そういう言語活動の充実ができないというものでもないというふうに思いますので、ただし、なお当然ながら、整備されている図書室があることが前提だと思いますので、教育委員会としても頑張っって予算要求をしてまいりたいというふうにこう思います。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 頑張っって予算要求していただきたいと思います。

先月、学校図書館を考える会主催の講演会に参加してきました。講師は大和町立吉岡小学校の教諭、タイトルは「学習を支える学校図書館」でした。吉岡小学校での司書教諭は、学校図書館が「学び方を学ぶ場所」となるために、次のようなことを行っています。図書館の利用指導を必ず司書教諭が全学級行う。学年に応じて学び方の指導を計画的に行う。学習内容に対応する図書をそろえる。単元の学習に合わせて資料を提供する。発展読書や調べ学習について計画立案をし、担任の先生に提案する。授業も引き受ける。これらのことを行っているそうです。「ああ、これが本来の司書教諭の仕事なのか」と思いました。

柴田町では司書教諭がこれだけのことを行っているという話は一度も聞いたことがありません。今後、司書教諭の働きというのがとても大事になると思うんですね。学校図書館の整備と、それからそこに人、司書、もしくはどうしても無理な場合は学校事務員でも、とにかく学校図書館に常に人がいること、これが大前提になってくると思うんです。そこに教諭、司書教諭としての働きがあれば、そこがうまく回っていくと、いい教育に結びついていくと思うんですが、お考えを伺います。

この大和町でできて、なぜ柴田町でできないのか。やる気がないとできないんですね。そ

れから、頭から予算はつけられないようなことを例えば言われてしまうと、人をつけたいと思ってもなかなかつけられない状況になってしまいますよね。一斉に9小中学校全部ということができなかつたら、一つでも二つでもまずやってみて、それで実績を見て、その後、人をふやしていくということを考えることもできると思うんですよ。まだまだ本当に何というんでしょうか、「理想はそうだけど、無理ですよねえ」で、もうずっとこのまままきているんですね。変わらないんです。町長は先ほどのように地方交付税なんだから図書費はね、そうそうあげられないようなことを言いますが、実際に学校図書館を見れば、こんなにひどい状況だというのは町長だっておわかりだと思うんですよ。そうしたら、手をつけなければならぬんですよ。放っておいたら変わらないんです。特に、今回は学習指導要領を持ち出しましたけれども、実際には子供たちの教育には責任を持たなければいけないわけです。ハード面では本当に船中体育館前倒しできて、とってもうれしいです。ただ、それだけではだめなんですね。今いる子供たちの教育をどうしていくかなんです。大和町で行っているような学び方を学ぶ場としての学校図書館、そういうものを子供たちに提供しなければ、柴田町としては責任放棄だと思うんです。いかがお考えでしょうか。町長、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（滝口 茂君） やはり町長は全体をこう見なければなりません。そうしたときに、やはり県と町との役割分担というのが当然ございます。学校の司書教諭は県がきちっとやはり宮城県の学力が低いということであれば、力を入れて市町村を助けるのが私は県の仕事ではないかなというふうに思っております。

大和町と柴田町の財政状況は大きく違います。それで財政再建でやってきて、その優先順位の中でもやっと子供たちの安全の船岡中学校の校舎が21年度でたまたま国の事業で前倒しで行われたと。その22年度の船岡中学校の体育館も4億円町のお金がおかげさまで1億ちょっと補助金もらいながらも前倒しで21年度やったと。次には槻木中学校と。やはり最低限やらなければならないのから、優先順位に当然やっております。やらないというのではないんです。ですから、早めにももちろん理想的な学校教育に向けて努力をしていきますけれども、まずやるべきことをきちとした上で、次の段階として、確かに私がいろんな学校に見て、図書館の資料情報の貧弱さというのは十分理解しています。何せ、私の趣味は本屋を回ることですので、十分理解をしております。ですから、まず安全を確保した上で、そして中長期的な予算の状況、22年度予算がきちっと組めれば、もう25年度まで大体資金の配分の仕方が見通しが立てられますので、その中で随時学校の方には力を入れていきたいという

ふうになっております。

それだけではなくて、まだまだそのほかの学校の修繕とか、いすの問題とかでいろいろ改善しなければならない問題もございます。一気に財政調整基金を取り崩してやってしまうのは簡単なのですが、やはり将来のことも備えなければなりませんし、その兼ね合いの中を考えて、計画的になるべく早めに学校環境、学校の図書室、それから司書教諭については県がやはりきちっと配分するように働きかけを行ってまいりたいというふうを考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 県に頼るのはやめた方がいいと思いますね。県を待っていたのではおくれます。柴田町としてどうするかですよ。県に頼るのであれば、県は今実際に学校には本を貸し出しますから、それを積極的に利用してほしいと思います。県の第2次宮城子ども読書活動推進計画の中にも、学校等における具体的方策の中で、「児童生徒のニーズにこたえる魅力的な学校図書館づくりが必要です」というようなことをいっています。ただ、県が何をしてくれるかという、県は図書館情報ネットワークシステムを利用し、公立図書館や公民館図書室を通して学校図書館に対する県図書館所蔵資料の積極的な貸し出しを促進するとのこと。どうぞ積極的に借りていただきたいと思います。これは柴田町は余り学校で借りていませんから、今後もっと利用するということはとても大事なことだと思います。

河北新報にこの間いい記事が出ていたんですよ。11月23日の社説でした。「読書環境の充実不可欠」というタイトルで、図書館整備について取り上げていました。その中に、「図書館は単に本を貸し出すだけではなく、子供に読書を勧め、調べ学習にも対応する機能を強めるべきだ。本を通じて学び、思索する楽しさを知れば、想像力や生きる力を養うことにもつながる。読書環境の充実が社会の責務とすら言える」と書いてあったんです。私は、この読書環境の充実が柴田町の責務だと考えます。行政の責務です。

それであれば、先ほどのIT関連予算にメスを入れて、根本的に見直し、削れるところは削って、そして教育に回すべきだと思うんです。あるんですよ、予算は。お金はあるんです。使い方です。特に、これはもう無理なんだとあきらめないで、よそで実際にIT関連予算を半減させているところも出ているわけですから、こちらを削ればきちんと教育費に回せるわけです。だから、全体を見るのであれば、そういう見方をして、必要などころに必要な予算をつけるべきだと思うんです。学校図書館は今のままでは本当に子供たちに申しわけないです。23年度からの学習指導要領にもたえられない状況です。何とか人と図書費をつけるべきです。これについて、どうぞ22年度で一生懸命検討していただきたいと思います。要望し

て終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時30分から再開いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時29分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番舟山 彰君、直ちに質問席において質問してください。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山 彰です。

2点質問いたします。

1、西住地区の議会懇談会で出た諸問題について。

11月12日に西住で開催した議会懇談会では、主に西住児童館の存続問題、公園の遊具、地デジ対策についての質問、意見、要望があった。西住児童館の存続については、若いお母さん方から、「説明不足ということで廃止が一時中断となったが、今後町はどうするつもりか」「自分も児童館に世話になり、そのときの先生に今子供が世話になっている。地域に根ざした児童館なので、利用者が減ったとしても存続してほしい」「地区の児童館がなくなると子供もつらい」。若いお父さんからは、「財政難とはいえ、教育や福祉の分野のお金は削らないでほしい。借金返済で我慢してくれただけではむなし。住民との協働とはどういうことなのかと思う。説明会では幼児型児童館である西住児童館を町立の幼稚園にするような印象を受けたが、それは難しいことなのか。子育てしやすい町ならば、若い人ももっと住むようになると思う」。ほかの住民からは、「子育ては投資である。西住地区の我々住民が署名を集めて請願書を提出し、議会がそれを採択してくれたことに感謝している」などとの意見、要望があった。

そこで、次の点について伺う。

1) 西住児童館の今後の運営について、どのように住民に説明してきたのか。まだまだ説明が足りないということはないのか。

2) 地元住民には町の中心から離れているという地域性の意識が強いと思われる。だから3

町合併にも関心が高かったと思う。町としてはその地域性を尊重して、この児童館問題に対応すべきではないか。

3) 西住児童館の見直しが児童館見直しの最初と言われたと住民が言っていたが、ほかの児童館についてはどのような状況になっているのか。住民への説明を十分にしないと、西住地区と同じようなことになるのではないか。

4) 懇談会では、議会としても住民の要望を受けて一体となってこの問題に対応すると応答した。まず、この質問で住民の強い要望を伝えたので、町としての方針を改めて伺いたい。また、今後この問題については随時その経過を議会に情報提供してもらえるのであろうか。

次に、公園の遊具について伺う。

5) 住民からは、「遊具を撤去しても新しい遊具を入れない。これでは子供は公園に行かないし、そうすると親も行かない。できるだけ早く遊具を入れてほしい」との要望があった。新しい遊具の導入計画はいかに。

6) また、「遊具の点検を最初から専門業者にしてもらい、メンテナンスも細かくすれば、長持ちするのではないか」という意見があった。町としてはどう考えるか。

最後に、地デジ対策について伺う。

7) 住民から、「西住地区はもともと電波が悪いところで、地デジにすれば少しはよくなると思ったら、そうでもないらしく、共同アンテナの設置が必要だと言われた。設置は国や町で行うが、維持管理費の負担が住民にかかる」と説明された。余計な負担がないようにしてほしいし、何か助成制度があるなら教えてほしい」との要望があった。議会として調査すると述べてきたので、この点についてお教え願いたい。

2. 長期総合計画の策定方法について。

私が所属している総務常任委員会の行政視察研修で、「第6次多治見市総合計画の概要と策定方法における議会とのかかわりについて」のテーマで岐阜県多治見市に行った。多治見市では、第6次多治見市総合計画を策定するに当たり、三つの主なルールを設けた。

①まちづくりのルール。市政基本条例、平成18年9月制定。

②市民参加のルール。市民参加条例、平成19年9月制定。

③財政運営のルール。健全な財政に関する条例、平成19年12月制定である。

注目点は、基本構想だけでなく、基本計画についても議会の議決を求めていること、議会に提案する際には、市民参加の状況についても議会への報告書の添付が必要なこと、毎年度中期財政計画（4年間）を策定し、公表していること、最後に、市長選挙に合わせて前期4

年、後期4年、合計8年間の計画期間にしていることである。議会に対しては、5回の全員協議会で説明、質疑応答はなし、後、定例会に上程、特別委員会に付託され、2日間の審議で原案どおり可決された。議会の意見は今後予算化の段階でいろいろ反映されるものと考えられている。

私は、今後柴田町が長期総合計画を策定するに当たり、今までの方法にこだわらず、多治見市のような方法をとってもいいと思うが、いかに。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山 彰議員、大綱2点ございました。

西住地区の諸問題でございます。

西住地区児童館の今後の運営についてどのように説明してきたのかということでございます。

町では、これまで幼児保育型児童館の廃止と幼稚園化を含んだ財政再建プランの考え方について、平成18年10月開催の「財政再建対策町民懇談会」、平成19年と平成20年開催の「まちづくり町民懇談会」や「広報しばた」に掲載し、住民への情報提供に努め共有化を図ってきました。

西住児童館の廃止を議題とした地区住民への説明は、これまで5回実施いたしました。

1回目は、平成20年3月3日に平成19年度入館児童の保護者を対象とした意見交換会を開催し、西住児童館の平成22年3月末での廃止、幼稚園への統合を提案し、廃止後の支援策などについてご意見をいただきました。

2回目は、平成20年8月29日に平成20年度入館児童の保護者を対象とした意見交換会を開催し、第1回目に住民からいただいた意見を踏まえ、一つ目として、西住児童館を財政再建プランに基づき、平成22年3月末で廃止する方針は変えませんが、二つ目として、平成21年度は4歳児、5歳児ともに募集する。三つ目に、平成21年度に西住児童館に入館された児童で、平成22年度に私立幼稚園に入園された方について、在籍期間に合わせ財政支援を行うという2案を、住民の意見を取り入れて新たに提案し、意見をいただきました。

3回目は、10月15日に地区住民の皆様で設定した説明会への出席要請があり、町の方針3項目を説明いたしました。

さらに、4回目は10月28日、5回目は12月19日に第30行政区住民への説明会を開催いたしました。

これまでの説明会では、住民からご理解をいただくためにさまざまな資料を提供しながら説明し、新たな資料の要望があれば、その都度提案してきておりますので、説明が足りないというふうには思っておりません。

2点目、地域性を尊重してということでございます。

以前から幼児型児童館のあり方について、町、町議会において議論、検討され、方向性が導き出されてきました。このような中、平成15年12月の第4回定例会では、舟山議員も委員として参加された議会行政改革特別委員会からの調査報告書の1項目として、「児童館は小学校との併設などを図り、効率的な運用に努めること」というご提言をいただきました。ここが私にとっての児童館の見直しの出発点と考えております。

町では、議会からの提言内容を真摯に受けとめ、ご提言いただいた項目を包含した柴田町行政改革宣言を平成16年4月に行い、児童館における業務の見直しという実施項目を設定し、「柴田・三名生・西住児童館は幼児型児童館として運営をしているが、現在国では幼保一元化について検討しており、その動きを見ながら民間委託を視野に入れた幼稚園化、保育所化を検討していく」として推進してまいりました。

その後の平成18年に集中改革プランを策定し、その中においても「幼児型児童館としての運営形態は、児童館でもなく、幼稚園でもない形態であることから、法的根拠に基づいた施設に移行していく」として統廃合を示唆してきたところでございます。

さらに、平成19年3月に集中改革プランを改訂した新たな財政プランを策定し、その中の47項目の一つに幼児保育型児童館の廃止と幼稚園化を掲げました。また、平成19年3月の第1回定例会において、財政再建対策調査特別委員会からの調査報告書でも、「財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、私立幼稚園、公立幼稚園、保育所、児童館で十分な話し合いを行い、町の今後の子育て支援の方向性を明確にして取り組むこと」というご提言をいただきました。

あくまで児童館の本来のあり方を見据えての対策であり、これまでも実は平成11年3月には、西住児童館と同じように富上児童館は町の中心から離れているという地域性があったものの、入所児童数の減少から富上児童館を廃止して柴田児童館に統合してきた経緯や、昭和53年3月には、西船迫保育所の設置と相まって羽山児童館を廃止したことはご承知いただいているところでございます。

3点目、他の児童館はどのような状況になっているかということでございます。

柴田児童館や三名生児童館の廃止、統合についても、町民懇談会や「広報しばた」に掲載

し、住民への情報提供に努め共有化を図ってきましたが、直接的には住民への説明会は実施していません。

本年4月1日現在の入館児童数は、柴田児童館は46名、三名生児童館は49名、西住児童館は24名でございます。財政再建プラン策定当時の入館児童数は、平成17年4月1日現在、柴田児童館は43名、三名生児童館は56名、西住児童館は26名、平成18年4月1日現在、柴田児童館は53名、三名生児童館は60名、西住児童館は20名、平成19年4月1日現在では、柴田児童館は56名、三名生児童館は65名、西住児童館は16名でございます。柴田児童館や三名生児童館の児童数はおおむね50名以上でしたが、西住児童館の児童数は減少傾向を示しており、20数名となったことから、複式学級で対応せざるを得ず、集団保育として行事を行う際に、少ない児童による開催が本当に子供たちの保育や教育といった面からいいのかどうかを考え、定員割れしております西住児童館から最初に説明会を開催したものでございます。

説明会では、地区住民の方から、他の児童館と統一した考えのもと、一緒のスタートラインに立って説明会をすべきでないかなど、貴重な意見をいただいたことから、現在3児童館を一体的にとらえた児童館廃止後の児童の受け入れ体制の整備、順次廃止とする廃止・統合の順位設定など、子育て支援という広義的な視点から検討している段階でございます。

今後、その決定に基づいた住民への説明に際しては、廃止後の保護者の不安を解消するために、十分なる説明会などを開催し、納得していただける支援策などを模索しながら推進してまいります。

今後の議会への情報提供関係でございますが、平成20年12月1日付で西住児童館存続の会から「西住児童館存続に関する請願書」が町議会議長あてに提出され、平成21年2月27日の平成21年第1回定例議会において請願が採択されました。これにより、町は町議会の請願採択を真摯に受けとめ、4月14日に西住児童館存続の会に対して、これまでの提案方針を見直すことについて説明し、6月2日の第30行政区住民への説明会開催時に、一つ目として、これまでの町の提案「西住児童館を財政再建プランに基づき、平成22年3月に廃止すること」を見直すこと、二つ目として、財政再建プラン「幼児保育型児童館の廃止と幼稚園化」については、児童数の今後の推計や職員定数適正化計画、施設の管理上の課題などを踏まえて、総合的な町の方針を検討すること、三つ目として、その後町民の皆さんのご意見をいただきながら計画を進めることなど、新たな3項目の見直し案を示したものでございます。

11月5日に西住児童館で開催しました町民懇談会では、町の考えとして平成25年度までは西住児童館の運営を実施したいと説明し、現在柴田町次世代育成支援対策地域協議会で検討い

ただいておりますが、方針といたしましては民間幼稚園の定員割れという事態も想定されておりますし、保育所における保育士の適正化の問題もございまして、幼児型児童館の法的な裏づけの必要性から、幼児型児童館は廃止、統合とした基本方針を踏まえた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、町議会への情報提供については、これまで一般質問による答弁、特別委員会での質疑や文教厚生常任委員会に説明するなどして、情報の提供を図ってまいりました。今後も1点目での答弁内容のとおり、これまで町と町議会が意を一つにしてお互いに情報を共有しながら取り組んできた経緯がありますので、節目となる方向性を判断する際には、議会との調整を十分に行いながら推進してまいりたいと考えております。

5点目、遊具の導入計画でございます。

現在、柴田町が開設しております都市公園は41カ所、そのほかに小規模な遊び場としての児童遊園は19カ所の計60カ所となっております。遊具の総設置数は、ブランコやすべり台、鉄棒等を合わせて227基となっております。各公園に設置している遊具が不足しているという状況は町としても認識をしております。昭和50年代から順次に整備を行ってきた遊具が経年劣化しており、遊具の安全確保の観点から修理では対応が難しいものや、全国的に問題となった危険遊具を一斉に撤去することを優先的に行いました。当然、その際に代替遊具を設置し、子供たちに提供すべきと思いますが、財政再建での歳出抑制で厳しい財政運営を強いられたこともご理解をいただきたいと思っております。今後、できるだけ早い時期に整備できるよう配慮してまいります。

ちなみに、平成21年度公園遊具整備事業として、槻木南浦公園の老朽・劣化したすべり台を撤去し、新規に交換いたしました。同様に、船岡中央公園の遊具も新しく交換するよう今準備を進めているところでございます。

6点目、メンテナンスをすれば長持ちするのではないかという点ですが、公園遊具は各公園に組織されている公園愛護協力が日常点検を実施し、何か不都合があれば連絡していただいております。

毎年1回、遊具を設置している都市公園と児童遊園合わせて57カ所の遊具227基の安全点検を、遊具の専門業者に業務を委託し実施しております。点検の方法は、目視やテストハンマーで部材を打診し、部材内部の腐食状況を確認しております。また、部材の欠落、作動状況等を確認して、点検規律に基づき4段階、AからDまでの判定としております。20年度末における点検結果は、判定A、これは異常なしと、47基、判定B、軽微な修理・腐食あり等、

137基、判定C、修理が必要、39基、判定D、修理不能、撤去が必要、4基であります。

例えば、修理が必要であるC判定であれば、早速修理を依頼し、安全に使用できるようにいたします。修理不能のD判定であれば、事故防止の観点から「使用禁止」の立て札を表示し、使用できないようロープで固定し、速やかに撤去処分を実施しております。

いずれにしましても、こまめな点検と修理が必要であります。利用者の皆さんの意見、情報も大変重要であります。今後とも町として安全安心な遊具を提供するよう、随時修繕及び取りかえを進めてまいります。

7点目、地デジ対策でございます。

平成23年にテレビ放送が地デジに切りかわることから、電波の状況が悪く、地デジの視聴に問題が想定できる地域に、共同受信のための説明、支援の制度について説明を行ってまいりました。町北部の四日市場、上川名、富沢、入間田、葉坂、成田、海老穴、小成田などの地域が主ですが、30区、西住地区もその一つです。

受信設備の設置や維持は、国・町が行うものではなく、あくまで受信する方が行うこととなりますが、難視地域については、住民が共同して受信設備を設置、運営するのであれば、設置工事にかかる費用については国とNHKが補助を行います。試算になりますが、西住地区で30戸以上が共同設備を計画するのであれば、設備費は1,000万円を超えることも想定されますが、補助を受けることで1戸当たり7,000円から1万円程度の当初経費で済むこととなります。地デジ切りかえのための全国平均での費用は、1戸当たり3万5,000円程度とされていますので、この支援は大変手厚いものと判断しております。柴田町では30区も含め14の地域で共同受信が望ましいと考えています。19区、上川名地区で既に組合が立ち上がり、共同受信への取り組みが始まっております。

大綱2点目、長期総合計画でございます。

大坂議員と繰り返しになりますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。

多治見市の総合計画は、ローカルマニフェストを取り入れた総合計画の事例として、全国的にも大変有名でございます。多治見市では、総合計画の策定方法を関係条例で明文化し、総合計画が市民に公開される形で策定しています。多治見市の大変重要なところは、その基本となっているのが「市政基本条例」であることをまず議員にはご理解いただきたいと思ます。

「市政基本条例」では、総合計画は、市民の参加を経て案を作成し、基本構想及び基本計画は議会の議決を経ること、市長の任期ごとに見直しをすること、また、「健全な財政に關す

る条例」では、総合計画は財源の根拠を持って作成し、確実な実行を図ること、毎年度総合計画との調整のもとに財政計画を策定することなどが規定されています。

一方、総合計画と市民との関係では、「市民参加条例」では多くの市民参加を保障すること、議会議決の重要な計画は市民参加の状況に関する報告を議案に添付することなどが条例で規定されております。

柴田町でも、この先進事例を参考にしてということでございますので、柴田町は前回策定から見直すところとしましては、計画策定はコンサルタント業者に委託しないで、職員と住民で策定すること、町の財政計画と連動して策定すること、住民参加のワークショップは公募にすること、総合計画審議会委員に公募枠を設けることなどがあります。前回策定と今回策定との大きな違いは、多治見市が市政基本条例で総合計画を位置づけたと同じく、柴田町も住民自治によるまちづくり基本条例の中で総合計画を位置づけているところでございます。多治見市のような方法をとっても議員からいいということでございますので、計画期間を首長の任期にすることや、基本計画を議決事項にすることについては、議会や町民と協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、基本構想を議会に提案する際に、住民参加の状況報告書を添付することは可能なものと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

13時から再開します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

〔午後1時00分 16番 大沼惇義君 入場〕

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番、舟山 彰君の質問を続けます。舟山 彰君、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 議会懇談会、ことしは「子育てしやすいまちづくり」というテーマではほかの地区でも開かれたんですが、ちょうどこの西住が児童館の存続問題という、まさにその子育てについてのテーマということで、若いお母さん、それからお父さんなんかも、あとおじいちゃんなんかも参加されて、熱心なご意見などがあったものですから、私今回取り上げたわけなんですが、まず、この質問で西住児童館の存続について、地元の住民の方々の熱い

思いというのがあるということのを改めて理解してもらいたい。そういう意味では、先ほどの答弁で25年まで存続、またその後については検討するという答弁がありました。それから、西住児童館の利用数といいますか、児童数が26名から例えば20名ぐらいに減っているというような答弁もありました。

ただ、ここでちょっとお聞きしたいのは、児童館が廃止されるというようにいろんな説明があったということで、児童館を利用しなくなった人たちといいたいでしょうか、家族がいるから、児童数が減っているんだと。例えば、26から20というような、もっと利用、存続が延びるというような話を聞けば、例えば10名ぐらいはあと例えば利用できるんじゃないかというような話も聞いたことがあります。その辺についてまず、どう町としてお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 22年度の児童館、保育所ともに新規の入所の児童の申し込みを受付いたしております。西住児童館につきましては、今回5歳児になられる子供さんが21年度に4歳児で入っていらっしゃる子供さんですから、新規では4歳児として入っていらっしゃる方が13名という申し込みの届け出になっております。

ですから、今ご質問にありました、その町の方針を説明をした上での減少というふうにはうちの方ではとらえて、まだそこまでは分析しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 西住のほかの住民の方から言われたのが、正直言って我々は3町合併に期待していたと。子供たちがその西住小学校を卒業して大河原の中学校に行く。それから、そのなかなか用水路というか、その雨水対策が解決しない。市になれば、大河原も柴田町もない。早く解決するんじゃないかと。ところが、残念ながら3町合併ならなかった。じゃあ、今後こういう状況の中で、町に聞きたいというのは、総合計画、それから10カ年待機事業、それからコンパクトシティ構想などで、我々が住んでいる西住地区というのはどういふふう位置づけされるのかと。この児童館問題も先ほどは25年ということありましたけれども、それから、本当に長年の問題でございます雨水対策、大雨が降れば道路が冠水して子供たちも学校に通うのは不便だし、じゃ町が何を対応しているかといったら、ポンプだけだと。本当にこういう我々のいろんな課題を抱えている西住地区について、今後町はどのように考えているのか。これを聞いてほしいというように言われたものですから。

今回の西住の、特に児童館のこともあれですけれども、そういった総合計画の中でも例えばこの児童館のこともですね、本当にどう考えているのか、改めて聞いてほしいというふう

言われたものですから……。 （「それはこのあれにありますか。ちょっと待ってください。今回、その議会懇談会のことで、舟山議員は質問されているわけです。関連になっていきますと、もう切りなくいくわけですよ。できるだけこの本旨から外れないようにご質問いただければ」の声あり）

では、この1番目の児童館問題でもいいです。次の総合、住民の方々から言われたのは、例えば、次の総合計画なんかでもこの児童館のことをどういう、西住の児童館の位置づけというか。

○議長（我妻弘国君） わかりました。では、答弁をお願いします。児童館の方の。とりあえず。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） では、ご答弁申し上げます。

総合計画の中にどのような位置づけになるかというご質問も含んでいるのかとは思いますが、先ほど町長が4点目のご質問ということでお答え申し上げました中にも申し上げておりますけれども、基本的にはその幼児保育型児童館は、これまでもご説明してまいりました財政再建プランの項目でもあることから、廃止・統合とした基本方針を踏まえて考えていくということでございますので、そういう考え方に基づいた反映になるのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この懇談会の中で、お母さんから児童館とか保育所とか、そういった絡みで待機児童というのを町はどうとらえているのかという質問があったんです。といいますのは、おじいちゃん、おばあちゃんのいる家でも、いろんな事情があつてなかなかお孫さんの面倒が見られないと。ところが、保育所なんか申請する場合に、じゃ、おじいちゃん、おばあちゃんいますか、はい、いますと丸をつけると、もう何かその段階でもう申請そのものが受け付けられないというような状況だというようにそのお母さんが言っていたように私記憶しておりますけれども、町としてはこのそれぞれの家庭の状況把握というのはどのようにされているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 保育所と児童館の、幼児型児童館の入所の際に、家庭状況ということでお伺いするわけなんです、そもそも保育所に入所を申し込みされる子供さんと、あと幼児型児童館でお預かりしている子供さんと家庭の状況というのは異なっておりまして、そういう意味では保育所の入所につきましては、家族構成をお伺いする項目がございますし、その入所する子供さんからおじい様、おばあ様については年齢が70歳以上と

ということで線を引かせていただいているんですが、そちらのお父様、お母様の場合は保育をしていただく対象の家族というふうにはカウントしていないということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 児童館に関して、槻木地区の懇談会では、小学校4年生から6年生向けの児童館はないのかという質問というか、がありました。ちょっとその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） この前開催されました槻木の会場には私も出席させていただいてお伺いしていたわけだったんですけれども、ご質問は児童クラブの件と、あと児童館とちょっと混在した形なのかなというようにちょっと受けておりました。柴田町では児童館、学童型の児童館といいますと、船迫児童館と槻木児童館ということで設置してございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 全体の児童館の見直しということで答弁でほかの児童館のこともありましたけれども、この西住の方のその財政難とはいえ、教育や福祉の分野のお金は削らないでほしいというご意見がございました。町長の答弁で財政再建プランに基づいて、それも我々議会の方の特別委員会でもそういったものに基づくような答申というか、報告があったというようなことがありましたけれども、やはりこの西住の住民の方にしても、町が財政難だ、財政再建プランというものがあります、皆さん我慢してください、そのためにこの児童館の見直しも行いますと。しかし、やはり最後の最後、西住の方などは、先ほどの町長の答弁とかあったけれども、またさらに何か意見書もう一度出すという動きがあるというようなことを言っていましたけれども、やはりその町民からすると、財政難だからそれを解消するために児童館をやめるとか、ほかのことも我慢してくれと言われても、やはり身近な問題として、特に若いご夫婦、どうやって子供を預かってもらう、こういう経済難だからお母さんも働きたい。そういう状況の中で、町の都合とってはなんですけれども、財政難を解消するためだから我慢してくれというふうに言われただけでは理解できないというのが、町民の本当の心情のような気がしますけれども、そういう点についてどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、この発言がその場で変わると、町長も大変困るということなんです。この出発点、先ほど答弁しましたように出発点というのがあるんですね。それは舟山議員が参加しておりました行財政改革特別委員会、15年、そのときに提案が出たのがきつ

かけです。そのときに効率化ということを考えなさいと出ているんですね。児童館は小学校と併設を図り、効率的な運用に努めることと、それから、幼稚園は民間にきなさいと。民間というのは効率化を前提にして出発して、そこから議会と調整して住民にお話ししながらやってきたわけですね

そのときに効率化ということであれば、西住が初めてではありません。富上児童館ということもやはり地域には必要だった施設だと思います。ですけれども、効率化ということで、子供たちが減ってきているということで、やむなく地域の方々には了解してくれたと。財政難という一歩もありますけれども、集団保育が維持できないという状況でございました。

それからもう一つは、我々は船岡保育所、児童館だけ考えているわけいかないと。民間の施設が状況が変わっているというのは調べたんでしょうか。民間も定員割れしているんです。そのときに、うちの方も定員割れ、民間も定員割れ、経営が破綻するということはないと思いますが、実は経営が苦しいと言っている幼稚園もあるんです。幼児型児童館は幼稚園と似ているんです。保育所ではありません。幼児型児童館は教育要領に基づいて保育所的なものをやっている。ごめんなさい、幼稚園的なものをやっている。幼稚園は民営化きなさいと提案したのはね、自分も参画しているんですね。その辺を考えてもらわないといけないということです。ですから、今回は財政難だからという大前提で出発はしましたけれども、途中で状況が変わってきているということもご理解いただかないといけないということです。

そして、保育所の方は、保育士が足りない状態になっています。これ全部正規の職員にしたら、恐らくまた財政再建の問題でどこかを削らなければなりません。そしてもう一つは、障害児が保育所に入ってきています。それも先生必要になってきます。全体を考えたときに、やはりある程度効率性ということも考えていかなければならない。4歳児、5歳児は30人に1人の先生ですよ。今20人に3人か4人、3人ぐらいいらっしゃるのかな。ですから、効率的な一遍では解決しませんが、町としては保育所の方に力を入れていくと。幼児型児童館は幼稚園でもないし、保育所でもないし、角田と柴田しかありませんので、やはり法的根拠に基づいて運営をしなければならぬと。そのときに、民間にお願いできるのであれば民間にお願いすると。ただし、親御さんに負担をするので、その民間と幼児型児童館との差は補えますと。こういうことで話し合いを続けてまいりました。

ただ、理解が得られませんでしたので、幼児型児童館の廃止の方向はその場でも伝えております。ただ、時期については25年度までは存続させるということで、その後については言うておりませんが、廃止の方向は言うております。その点も理解をいただかないといけない

と。ですから、やはり自分がかかわったものについては、きちっと整理をしてお話をいただかないと、先ほど出た4歳児、6歳児の児童館、これは学童保育のことだと思うんですが、児童館については新たに大型の児童センターを計画していると、この議会でも申し上げましたので、議員におかれましてはそういうこともお話していかないと、住民が混乱するというふうに思いますので、ぜひその点を情報を伝えていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町長が再三その我々議会の方が特別委員会で昔こう言ったから、それを忘れないでいてくれというような言い方しますけれども、町長だって先ほど状況が変わったという言い方をしましたよね。やはり我々町民の声を代弁する者としては、過去に議会としてそういった答申ないし報告をしたけれども、状況が変わって、今いざ、その西住の特に子供さんをお持ちの若いお父さん、お母さんからこういう、どちらかという苦情に近い意見、要望が出ていると思うんですよ。自分たちが過去にこういう議決した、特別委員会の報告を出したとか、いつまでも逆に言えばそれを言われても困ると思いますよ、やはり。私たちは議会の懇談会を開いたら、率直にこういう町民からの意見、要望、場合によっては苦情があったことを率直にこう申し上げているんです。

昔議員として特別委員会であんたこういうこと決めたんだから、それを必ず守れというんじゃないで、そういったことがあった後に状況も変化して、今こういうふうに町民が改めて町に訴えてほしいというように議会懇談会で言っているわけですから。何か町長は逆に責任逃れみたい、舟山議員が特別委員会で昔こういうふうに決めて、それに基づいて我々がやったんだから、あと何も言うなという、そういう言い方はおかしいんじゃないでしょうかね。あくまでも、もう一回いろんな状況が変化して、こういう率直な町民の意見、苦情があったということを私は伝えたいわけですから。ちょっとそこもう一度ね、何か町民の声に対しての答弁になっていないんじゃないですか。それはね、25年まで存続すると先ほど言った。ところが、今の答弁は、廃止の方向には変わらないと。じゃ、先ほど課長は今廃止するかもしれないというので利用者が減っているじゃないかということを行いましたけれども、西住の若いお父さん、お母さん方からすると、じゃ25年以降はどうするんだと。今預けているけれども、じゃ新規に預けていいのか。じゃ、どうにか私立の幼稚園を探す。どうにかその町から言うなればオーバーする分を補助してもらえるのか、やはり住民からすると長期的にも心配している部分はあると思います。

先ほどからのその議会が決めたからそれに基づいて自分がやったから、もうこんな質問おか

しいんじゃないかというのちょっとどうなんでしょうかね。あくまでも私はこの前の11月の懇談会で町民から率直にこういう意見、要望、苦情があったから、じゃ町はどうするんですかと聞いているんです。議会の我々が昔決めたことがどうかじゃないと思いますよ。町民に対して答えてほしいと思いますよ、もう一回率直に。

○議長（我妻弘国君） 暫時休憩させていただきます。

午後1時17分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

町長、町長の答弁をもって、この西住の児童館についての質問は打ち切りということにしましたので、次の方に移りますから、まず町長の今の質問に対して町長の考え方を述べてください。

○町長（滝口 茂君） 状況の変化というのをとらえて柔軟に対応していくということにつきましては、私も同じ考えでございます。ただ、この幼児型児童館については、やはり法律に基づかない幼児型児童館でございますので、幼稚園化か、それとも保育所にしなければならないと。柴田町の場合は、保育所の方に力を入れていくと。民間でできることは民間でということなので、その民間の方にできればお願いしたいということを説得をさせていただきたい。ただ、柴田児童館、西住児童館、それから三名生児童館、これが定員割れをするようなことであれば、1カ所にまとまって認定子ども園という方法もあるのではないかと。その辺については今後、今次世代育成行動支援計画を練っておりますので、その中で皆さんのご意見を踏まえながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

民間が定員割れしないできちっと経営できるのであれば、柴田町の3歳児、4歳児、5歳児の乳児・幼児教育というのは確保できますが、定員割れをするようなことがあれば、これは柴田町全体としての損失でございますので、そこはやはり子供の育成に効率性はないんですが、出発点が効率性ですから、やはり限界があるのではないかと。現に富上児童館の方々も、それから羽山児童館の方々も、効率性といういいかたはありませんでしたけれども、やめたという経緯もあるんですね。ですから、これは最終的には住民の方の理解を得て訴えさせていただきたいと。やはり子供が私は20人、30人の大きなところで、その乳幼児期に集団保育をするのがすばらしいというふうに思っております。それへの家計負担については、民間とその幼児型児童館の差はなくしていくと。これはある年齢区切らないと。ですから、私

は今現在生まれている子供たちのためには、そこは町として責任を持って民間と幼児型児童館の差は支援していきたいというふうに思っておりますので、その点で何とか西住の方々に、幼児型児童館は将来廃止ということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この児童館の見直しについては、ですから住民との協働という点からも、もっと情報の提供とか説得に時間をかけてほしいと要望して、このまず児童館についての質問を終わります。

次に、公園の遊具についてなんですけれども、前、私は地元ということもありましたが、新栄地区の公園、新しくどのように整備するというような質問しましたけれども、今回お聞きしたいのは、先ほどの答弁でも努力して新しい遊具を少しでも早くというような言い方は今までと変わっていないというか、この西住の若いお母さんなどがここにおいて先ほどの答弁を聞いたら、じゃあ具体的にいつこの西住とか大住とかの我々の公園に遊具を入れてくれるんだと質問すると思いますよね。さっきのは言うならば町全体として努力するというだけで、この西住のお母さんとかお父さんたちの、いつ、じゃ、うちの方に入れてくれるんだと。少しでも早くという、これは担当課長の答弁でもいいですけれども、先ほどの町長の答弁ではほかの地区の公園、具体的にいつごろというような答弁はありましたけれども、じゃ西住の方はどうなんだというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、お答えしたいと思います。

まず最初に、議員が地元の方々からお話を聞いた中身といいますか、二次的なことからお話しさせていただきます。

うちの方で確認しているのは、ことしの10月16日です。公園利用している方から、スプリング遊具、縦横に動くやつなんですけど、その座板が壊れているということで連絡がございまして、現地確認をしたところ、確かに破損状況で子供たちがその座板に乗って遊ぶこと自体が危険な状況にあったということから、すぐにその遊具の停止ということで、すぐ撤去させていただきました。これらについては、遊具の専門メーカーとか、あと公園愛護会の方々から常日ごろ、愛護会の方からは毎回利用している方々の情報も聞きながらいろんな対応をしているんですが、専門メーカーについては年1回見てもらっています。それ以外にやはり年数的なやつもあろうかと思うんですが、想定されない遊具が今回のように壊れてしまったと

ということになりますと、当然その年次における交換予算というのは措置してございませんので、今までもそうなんです、やはり危険遊具は停止した上で年次をつくって設置計画をつくっていかないと、なかなかその年に撤去したやつをすぐつけるということは難しいということもご理解いただければというふうに思います。

あと、新栄関係の整備については、まだ具体的な整備年度決定しておりません。ただし、第5次総合計画の中でいつごろの時期にこのエリアの部分についてはこのような形の公園を整備していきたいということを、皆さん、住民の方々のご意見も聞きながら、整備方針と方向性を確認した上で、計画の方に計上してまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の住民の声を聞いてということありましたけれども、私、公園の整備関係について質問したときも、周りの住民の声を聞いてというのを聞いたと思います。というのも、公園といっても子供たちが遊ぶところでもあるし、高齢者、ほかの町民の方の憩いの場でもあると。そうすると、前まではこう木を植えていたのが、今なかなか落ち葉の掃除するのが大変だということで、例えばもう余り木を植えないようにするとかね。あと、前はゲートボールが盛んでしたから、ゲートボール場も付設するとか、そういう住民の利用状況なども考えて、住民の声を聞いて公園の整備を行うというこれまでの答弁だったんですけども、ただ、西住だけにこだわるのではありませんが、遊具が少ないというよりも、撤去したら、先ほどの課長の答弁は、財政状況、それから年次計画、その他もろもろで撤去してすぐに新しいのを入れられないのをご理解いただきたいという答弁でしたけれども、これまで住民の声というのを、じゃ聞いてきたんでしょうか。

やはりこの西住の方たちのように、すぐにできたら遊具が欲しいと。そういう声がこれまでも上がっていたんだと思うんですけども、住民の声を聞いて公園の整備を進めるというこれまでの答弁もそうなんですけれども、それはね、財政状況が苦しいというのはわかります。こういうことまた言っていると、町長が町の財政状況をよく議員さん理解してくださいと言うかもわかりませんが、私はあくまでもこれまでの執行部の答弁で住民の声を聞いて公園の整備を行うと言う、それがされていけば、また西住の懇談会でこういうできたらすぐ入れてほしいという要望は出てこないと思うんですけどもね。改めてちょっと担当課長にそこをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 大きな公園というんですか、未整備公園については新たにつく

る公園でございますので、やはり使う側の立場に立つてつくりないと、目的、あと付近の方々の利用者の声というのは大事だと思います。ですから、当然新しい公園については、先ほどお話あったとおり、木を植える、その今度清掃するのにやはり愛護会の方が大変困っているということもございます。それらも合わせて総合的な見地からやはり計画をつくっていくというのが、先ほど申し上げた住民の声を聞くということでございます。

今回の西住のかかわりについては、私の方で当然安全管理を含めながら管理しているわけですが、想定されない時期に破損してしまったということで、危険な状況にあったということがあって、住民の方からすぐに連絡があったということだと理解しております。それについては、確かに撤去した側では今まで子供さんたちに人気のあった遊具でございますので、早急に代がえ品等を設置すればいいんですが、なかなかそういうふうないとまがない状況で破損したということもご理解いただきたいということです。

今後の方針については、年間大体130万ぐらいなんです。修繕とか予算措置している分がですね。ただ、随分前から公園遊具で大けがをしたとか、あと全国的に大事故、大きな事故が発生して子供さんが重体になったという例もございますので、それらの遊具については代がえというよりは停止、もう使用禁止ということで、安全面から考えると使用禁止の方が好ましいというふうな方向づけもございますので、それらについては今現在も代がえ品を設置しないで撤去だけの状況になっています。その部分については、やはり遊具の数が少ないということもございますので、それらについては計画的に設置は進めてまいりたいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 地デジ対策なんですけれども、先ほどの答弁で国とNHK、そして1戸当たりこう7,000円から1万というような具体的な金額が出ましたけれども、西住だけじゃなくて、主にあと槻木地区の方ですか、ありましたけれども、町民からすると、結局はその半永久的に自分たちがほかの地区と比べてその負担が大きくなるという、その意識を持っていると思うんですけれども、その辺のことをちょっともう一度ご説明願いますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 地デジに関しましては、30区を含めて支援制度の説明をしています。確かに共同設備になれば、今回当初設備費については手厚いんですが、それをみんなで負担、いわゆる維持していくという費用が発生します。ただ、それは個人で持っている設備であっても、個人個人でやはり維持するという必要性があるわけです。電波状態がい

いところであれば大して維持費はかからないんですが、悪くなれば高性能のアンテナ、場合によっては少しケーブル張ってという個人の設備の維持費もあります。それに比べて共同設備については、耐用年数が20年を期待するようないわゆる恒久的な施設ですので、みんなで出し合う費用がこの共同する戸数によって変わってくるかと思います。今見ているのは500円、月額で500円から1,000円くらい、これは更新の費用の積み立ても含めてですけれども、それぐらいは必要になるだろうと思っています。

ただ、それを町がどうかしてくれというふうな要望も確かにあるんですが、その個人設備、共同設備も個人設備の一つと考えると、それを町が補助していくということについてはなかなか難しいということを正直にお話ししております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この共同アンテナなどが必要な地域、西住とか槻木の方なんですが、そこにお住まいの、例えば生活保護を受けている方とか、ひとり住まいの高齢者の方とか、弱者という言い方はちょっと悪いかもしれませんが、そういった方への支援制度というのがどういうものあるのか、また、どのようなこれまで説明をしてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 特にこの地デジアンテナ対策でのいわゆる生活保護とか低所得者に対する優遇、この制度の中での優遇制度については特にありませんので、その説明はしておりません。それは別の福祉施策の中で行うべきものだと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 大きな2問目にまいますけれども、この長期総合計画というのは、つくる労力は大変であろうと。ただ、これまでのイメージとして町民は、言うなれば長期総合の計画書というのが出てきて、じゃ、見るのはどうかといたら、見出しを見るか、自分が関心のあるところだけ目を通すというようなイメージがあるんですが、今回そのわかりやすい計画づくりということが、策定の視点という中に入っているんですけれども、計画ができた後にどのような形で、いわゆる計画書というようにつくるおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 基本構想というより、基本計画の方がわかりやすいのかなというふうに思っています。できるだけ行程、いわゆる年次ですね。そういうやつについてもわ

かる内容で、重点的に何に取り組むのかということについてあらわしていきたいなというふうに思っています。

もちろん、策定段階からさまざまな形で町民の意見を聞くことにはなりますが、できた後でも出前講座なり、地域の要望、いわゆる懇談会を通じて、計画の考え方、展開の仕方などについて話していきたいなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） きこの段階での答弁などで、アンケートの回収状況とか、それからワークショップですか、20名程度公募と。それについての応募もまだ若干ちょっと低いから、これからまた募集していくというようなたしか答弁があったように私は記憶しているんですけども、現時点でということになりますけれども、これからはだんだんと町民にもこの次の総合計画策定していくんだよというのが周知されていくと思うんですが、現時点で残念ながら町民のこの計画の策定についての意識が低いということはないでしょうか。今のアンケートの回収状況、それからこのワーキンググループ、ワークショップの応募状況などから、担当課としてはそういう現時点の認識はどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） まず、アンケートの回収結果が37%というのは、大体想定していたところですよ。さまざまなアンケートとってもそれぐらいだろうと。住民ワークショップについては20人程度集まっていたいただきたいというふうなことを思っていたんですが、なかなか今のその経済状況も含めて、忙しい状況も含めて、厳しいかなというふうには思っていました。

今回、もう一つ、いわゆる町がさまざまな団体に出向いて、こちらから町民の声を聞いていく。例えば、大学、高校、農協さんとか、そういうところにこちらから行って意見を聞くという形でそこは補完したいなというふうに思っています。意識について低いんじゃないかと言われますけれども、それは柴田町だけではなくて、行政に対するいわゆる関心度は少し薄れているかなというのは感じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 策定の視点の二つ目に、住民との共同による計画づくりとありまして、例えばワークショップもそうでしょうし、あと各種団体ヒアリングもそうですか。あとパブリックコメントと。ただ、今課長の答弁の中で、ワークショップの集まりぐあいが悪いから、大学とか農協とかに行くというのは、その各種団体ヒアリングとは別だというふうに考

えてよろしいわけですか。当初考えていた各種団体のヒアリングとは別に、今言ったその公募が少ないからそれを補充する意味で出向くんだと、そういうふうに考えていいのかわね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（水戸敏見君） 特に少ないからという意味ではありません。ワークショップ、今のところ10名ちょっといますかね。そこについてはやり方としてはちょっと人数が足りないので、職員のワーキンググループとの一緒に会議というやつも考えていいかなというふうな考え方をしています。出かけてのヒアリングというやつについては、もともと計画していましたが、それは少しなかなか出てきていただけないのなら、こちらから出ていくということを手厚くしたいなというふうなことで答弁いたしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町はやはり財政難ということは町民やはり認識していると思うんですね。それから、国も民主党政権になってむだを減らすのはいいですけども、地方からすると補助金を減らされると。そうしますと、町民にとって正直言って将来についてそんなに大きな夢とか希望を持っているかという、私はそうではないというふうな気がするんですよ。なぜこんなことを言うかという、アンケートなどで町民意識調査を行うと。地区懇談会からでもいろいろまちづくりについての意見、提案をいただくというふうにありますけれども、意見を聞く前に、今の町の状況はこうです、例えば国の動向はこうですというそういった説明というのが、事前に住民に対してあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 財政計画については、もう十分町民の方がもう理解をしているのではないかなというふうに思っております。何回も申しますけれども、実質公債費比率がだんだん下がってきていると。今は第7位に下がっております。将来負担比率、柴田町は22位でございます。将来は夢のある計画ができると。それも、26年度以降は18億の借金が10億円になると。これは大分町民の方がご理解をしているのではないかなというふうに思っております。

ですから、後期26年度以降は、大型の事業ができると。これは合併のシミュレーションの中でも合併した場合としない場合で示した、待機事業の中でも示した。あのとき恐らく60億ぐらいの一般財源が浮いてくる。その中で待機事業はほとんどできますという可能性を示させていただきました。

国の方ですが、確かに補助金を削っておりますが、それを先取りしまして、おかげさまで本

来29年度にやるはずだった船岡中学校の校舎を21年度国から1億4,000万今回議会に提案しておりますし、23年度に始めようとした船岡中学校の体育館、これは今年度着手、それも1億1,200万円の補助金をいただいたということでございますので、財政再建をつくった10年間のシミュレーションと、この補助金関係ですね。すべて起債とやろうとしたやつが現金で来るわけですから、後年度に対する償還、これも大分少なくて済むというようなことがございますので、そんなに大きな夢は描けないけれども、待機事業に載せられた事業プラスアルファですね、できるのではないかなと。

今回、その長期総合計画に関心のないのは、やはり目先のことで大変だというのが一つあると思います。二つ目は、おかげさまで大型事業については25年度まで、こういうことをやりますと、やれますということを町民にお話ししているのです、前期については私は安心感があるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、もちろんこれから長期総合計画というのは柴田町の大変重要な上位計画でございますので、この計画を財政計画ともリンクさせながら、夢を描く、それも夢だけではなくて、実現できるような財政計画を立てながら実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今回私は多治見市の例を挙げて長期総合計画の策定方法、言うならば今までどおりじゃなくて、やはりそれなりのやり方を変えてはというような提案にも近い質問だったんですが、先ほどの町長の答弁では、例えば議会の議決のこととか、あと市民参加の状況とか、その他その住民や議会と協議した上で検討していきますよというような、あと前期4年、後期4年、合計8年ということも可能だよというような答弁があったと思います。そういう意味では前向きな答弁をいただいたというふうに理解したいんですが、本当に具体的に議会に対して、基本構想だけじゃなくて、今回のこれだと柴田町議会に対しては（基本構想）とあります。これは基本構想だけを町長が提案というふうに理解していいと思うんですけども、基本計画についても多治見市のように議決事項に含めてもらえるのかどうかなですね。

あと、最近はその臨時議会やそのときに全員協議会というのは結構多くて、いろんな事項についてまとめてばつと説明されるというのが実情ですよね。今後、この長期総合計画について、議会に対してはどのような形で説明ないし、場合によっては質疑応答の場を設けられるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 多治見市の部分だけまねるつもりはありません。多治見市は、今回、市政基本条例というのを大前提に一応条例を制定して、住民参加条例とか、健全な財政に関する条例をつくった上で、総合計画に基づいた計画をやっていくと。その総合計画については、計画に盛り込まないものについては一切やらないと。もちろん、それは議会との調整を済んだ結果だと思うんですね。そのぐらいに多治見市の場合は、市政基本条例と総合計画をリンクさせて、そして議会と調整して、この計画に基づいて行政をコントロールしているということです。ですから、それについて議会と住民の意識が高まらないと、部分だけ取り上げて計画を議会にかけるとか、もちろん全員協議会には随時かけていきますけれども、実は総合計画審議会の議員さんはいりませんということも、これは議会の提案で外させていただいた経緯もございます。

ですけれども、今回の計画はあくまでも将来の柴田町を形づくる大変重要な計画でございますので、議会の方々のご意見ですね、これは当然十分に踏まえて、行政計画にならないようにしたいと。要するに役所が一方的につくって、あとつくったら紙であげるという、そういう手法はとらないというふうに考えて、生きた計画ですから、実現できる計画、そのためには当然議会の方々が大いに提案をしていただきたい。そのときには、やはり財政には限界があると。ここはきちっと押さえていただかなければならないのではないかなというふうに考えているところでございます。ですから、そのときに総合計画の議会議決等につきましては、もう少しその全体の多治見市の計画づくりが議会として、議員として、もし受け入れていただけるといふのであれば大変ありがたいんですね。市政基本条例ですね。そういう点も踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 5年、5年の10年になるか、8年になるかわかりませんが、やはり町民からすれば、これを見て逆に町の将来について考えると思うんですね。今町長は実現できる計画ということがありました。基本計画のほかに実施計画と。これ全員協議会でもらった資料では、計画期間は3年間とすると。「社会情勢に対応するため、ローリング方式で毎年見直しを行います」とあります。これ実際柴田町として、このように国のその地方自治体への補助関係がどうなるか、本当にわからないような状況の中で、計画のための計画にはしたくないという話ありましたけれども、課長にお聞きしたいのは、そうすると具体的にこの総合計画が策定されていきますと、実施計画はこのとおり3年後と。ただ、財政面については、例えば毎年のように見直すということなんでしょうか。

それと、6月でしたか、私が10カ年待機事業について質問しましたがけれども、そういった絡みについても改めてお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） まず、財政計画については、当然なんですけれどもこれは毎年見直しをかけなければいけないと思っています。それほど国の交付税なり補助財源も動いておりますので、それは見直しをかけていきたいと思っています。

実施計画については3年、これはその上になる基本計画をベースに、実際の事業の展開の行程、財源等をあらわす計画になりますが、これについても当然早まったり、おくれたり、事業規模が変わったりということはありません。基本計画まですべて書き込むわけではありませんで、その事業の詳細内容、行程については実施計画の中であらわして、毎年毎年ローリングしていくという考え方をとっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今回の策定に当たっては、専門家の、コンサルティングというか、を頼りにしないというようにたしか答弁ありましたけれども、最後のそのいわゆる計画書というふうに製本とってはなんですけれども、そういう段階も全くそういった専門家というか、業者には頼まないということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） コンサルティング使わないと言ったのは、簡単に言えば、いわゆるゴーストライターといいますか、書き手を任せるという作業はもう頼まない。ただ、本来の意味でのコンサルティングは、現在宮城大学の支援機構にお願いするという方向で進めています。宮城大学の中に地域支援機構がありまして、そことの契約の中でさまざまなまちづくりのコンサルティング、本当のコンサルティング、これは受けていきますし、最後の監修についてもそこの中でお願いしたいなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この全員協議会でもらった総合計画についての資料で、策定の視点というのが先ほどわかりやすい計画づくりとか、住民との協働による計画づくり、それから行財政改革の推進と実現性の確保ということがありますけれども、町として今後、本当に柴田町をどうしたいという肝心な、ある程度その大目標というものをここに掲げておくべきではないでしょうか。この西住の方なんかの話では「正直言って身近な行政サービスというのは低下しているよ」と、「逆に手数料などは値上げになって町民としては負担増だ」と、「行

政と協働してやるべきことをやってくださいというけれども、我々自分たちのやることで手いっぱい、ほかとの協働とか、行政との協働といっても本当言って大変なんだよ」と。

そういう意味でも、この総合計画作成に当たって、一応町はこういうビジョン、方針を考えておりますとか、先ほど言った町の状況はどうですとか、やはりそのアンケートとか懇談会で町民の意見、要望を聞くのもあれなんですけれども、こちらから大体それなりの方針がどうですというそれなりの方針も説明して、相手の意見も聞くというのが計画策定じゃないかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 現在の長期総合計画「新しばた21」の視点は、生活都市というふうに言っています。これは第5次、次の計画の中でも一番近いところかなというふうには感じておりますし、そういういわゆる産業都市でもなく、観光都市でもない、生活都市なんだということについて、いくんじゃないかなとは思っていますが、その策定、構想段階から町民のさまざまな意見を取り入れて、今から固めていきたいというふう考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後にお聞きしたいのは、総合計画策定スケジュールいただいたやつの一番最後に出ておりました。来年になって4月ごろから我々に全員協議会で説明とか、あと審議会等が作動、作動というか、動き出すと。ただ、ここであれしたいのは、今、国の方が事業仕分け、そして県も事業で影響が出るのが100幾らとかというようなことありました。町民に対するいろんな説明という意味でのこのスケジュール、どうなっているのでしょうか。そういった状況変化が激しいものですから、それはもうあれでしょうか。「広報しばた」で説明するようなことじゃなくて、さっき言った地区懇談会の段階になるのでしょうか。やはり町民の中にも、国のああいった事業仕分けで自分の生活がどう影響するか、例えば町の工事が減る、補助金が減る、その他もろもろでどうなるかよくつかめないというところがあると思うんですよね。この計画策定の早めの段階からでも、少しずつでも早めに、国のああいった動きの影響ということも町民に早く知らせるべきであり、また町民も知りたいと思っています。いるところはあると思うんですけれども、その辺をどうするか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 国の事業仕分けの中で一番心配したのは学校ですが、学校につきましては仕分け以上に予算が増配分になっております。それから、心配している道路関係なんです

が、廃止ということではございませんでした。来年度要求しております、まちづくり交付金、廃止ということではございませんので、そういう点では柴田町に関するものについては直接的にカットということには今のところなっていないと。心配なのは、地方交付税という全体の動き、それからきのう話題になりました公共下水道の地方自治体への移管ですね。それについてはまだ事業仕分けの段階でございますので、国の予算ですね、それが決まったときに初めて我々の方におりてくるのではないかなというふうに思っております。

ですから、全体的な動きは住民懇談会に地方交付税のお話をしてもなかなかご理解をいただけないと。やはり議会を通じてお知らせした方がいいのかなというふうに思っております。来年度事業としておりますレストハウス、これも事業仕分けの対象になるのではないかと心配されましたが、これもならないということなので、柴田町が掲げているものについては、おおむね補助金は余計に来ているし、問題はないと今のところ考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先ほどは最後と言いましたけれども、今の答弁で思ったのは、恐らく町長は中学校の耐震化とか、建て直すとか、もちろん子供たちの安全のために重要です。それをやめろとも何とも言いません。一つの功績とっていいかもわかりませんが、もう何かきのうからの答弁だとそればかりで、ほかの正直言って町民の身近な要求、財政難だけでも少しでも実現するという、何かそちらの方にはさっぱりもう頭はいかない。そういうことを我々が議員が質問すると、財政状況をさっぱり理解していないみたいなことばかり言いますけれども、首相に会って直接中学校の陳情したかわかりませんが、やはりまだまだ町民の要望というのはあると、身近なことがあるという、その方に耳を傾けるという姿勢を持ってほしいと思いますよ。もうあんた方はやる気がないんだから、町は補助金も人も出しません。最近何か言われたのは、駅の屋根に上がると危険だということで役場職員はあれ手伝うなと言われたとかと言いましたけれどもね。

だから、最後、町長に要望として言いたいのは、財政難だろうが何だろうが、中学校以外の細かいことをやるだけやるとか、町民の声をもっと聞くと。それが我々議会の一般質問でしようけれども、そういう頭を持ってほしいと。それは何も課長方もそうですよ。我々こういう苦しいというのはお互いわかっている。その中で町民に少しでも安全に、少しでも豊かにしてもらう場合には、もっと耳を傾けるように、中学校今度やります、やれますばかりここで答弁していたのでは、何の議会の意味がないと思いますよ。最後、要望というか、苦情を言って終わりにしたいと思います。（「議長」の声あり）

いや、答弁は求めません。要望ですから。

○議長（我妻弘国君） では、答弁どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 一般質問はですね、一般質問の範囲内でしか答えられないんです。だから、町長は学校関係でなくていっぱいやっているPRはさせていただきたいと。さっきも身近なサービスはやっていないというようなお話ありましたけれども、おくれればながらではありますけれども、きちっと町民に100億の予算、こういうふうにして新規事業もこう取り組みますと。何もやっていない、学校しかやっていないようにこう聞こえるんです。それは誤解を生じるので、やはり正しい情報を伝えていただきたいということをお願いしたいんですね。ここに乳幼児医療も今回は入学時前までに拡大しましたし、肺炎球菌ワクチン、これは広沢議員と有賀議員にちゃんとこたえと。これは身近なサービスです。1億4,000万、今回地域活性化生活対策給付金、それから経済危機対策給付金、恐らく5億円ぐらいの投資をことし初めてやらせて、大変感謝も受けております。ですから、そういうことを全体を言わないで部分だけ言われると、町民は誤解するということですね。屋根の件、何だかわかりませんが、そういうこともきちっと精査してやはり質問していかないと、聞いている人は誤解するわけです。どういう状態だか。後で詳しく教えていただきたいというように思います。

○議長（我妻弘国君） これにて12番 舟山 彰君の一般質問を終結いたします。

次に、4番 高橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。

社会教育・文化活動のこれからということで質問させていただきます。

町は、行財政改革のもとに柴田町公民館を中心とした各地域の分館活動から、生涯学習センターを中心とする船岡・船迫・槻木の3生涯学習センターでの社会教育・文化活動に再編をされました。こうしたことにより、1中学校1コミュニティの広域的な活動となり、限られた地域範囲や人たちでの活動が中心となっているように考えます。従来、分館活動で行ってきた地域住民が自主的に行う活性化のためのイベントや、手軽な触れ合いが失われているように思います。

例えば、地域の人と人とのきずなや、親と子の交流、そして親子に加え、高齢者とのさまざまな交流を通じて経験談や伝統文化の継承など、一体となった住民同士の触れ合いの場、次世代を支援する場、さらには環境問題への取り組み、セーフティーネット機能の発揮など、

地域住民による自主的取り組みでの活性化対策が必要不可欠であると考えます。

今、地域には団塊世代の民間企業退職者を初めとする優秀な人材が埋もれていると思います。こうした人たちも社会教育・文化活動の和に入れて、リーダーそして指導者として活用しなければならないと思っております。そこでお尋ねをいたします。

1) 従来の柴田町公民館を中心とした各分館活動と、現在の3生涯学習センターを中心とした活動の違い、その成果についてお伺いいたします。

2) 現在、行政区ごとに呼称はまちまちだと思いますが、社会文化部を設けてかつての分館活動に沿った事業を展開していると聞きますが、その活動の現状についてお伺いいたします。

3) 2点目と関連をするわけですが、現在、各行政区は区長を中心として住民自治や町行政との連携調整など、多忙をきわめておりますことから、社会教育・文化活動まで手が届かないのが実情ではないかと思えます。町として社会文化部長を中心とした研修会をすとか、部長を中心とする活動を展開していく考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員の社会教育・文化活動のこれかれについてでございます。3点ございました。

1点目でございます。地区の分館長を中心に、地域の住民の方々に管理、運営をいただいております。その活動は、地域での行事等に合わせたお正月用の生け花教室や書道教室など、生活に役立つ具体的な取り組みが実施されておりました。地方分権の流れの中、行財政改革を図る必要もあり、公民館分館機能を行政区組織の中に移行することになり、平成17年3月31日をもって廃止した経緯があります。

現在の3生涯学習センターは、分館エリアよりも広いエリアでの文化交流活動や大きなイベントの開催が可能となるとともに、地域の課題を検討し、その解決を図るため、例えば船岡小地区ふるさと推進協議会での活動を支援し、例えば避難所生活体験や防災訓練を実施し、東船岡地区ふるさとづくり推進協議会では、小学校と連携した「東船岡秋まつり」や「ふるさとまつり」の実施、槻木地区では実行委員会をつくり、手づくりで子供たちの夢や希望を輝かせる「メタセコイアの奇跡」の開催など、にぎわいのある地域づくりや防犯予防活動が展開されるようになりました。3生涯学習センターになり、従来の分館機能の枠を超えた広域的で大規模な取り組みができるようになったと考えております。

2点目、町には現在41行政区がございます。平成17年度から平成19年度までの3年間、地域文化・地域スポーツ活動に対して、各行政区に補助金を支出して事業支援を行ってまいりました。その主な文化活動は、料理講習会や花いっぱい運動が多く、行事関係では、正月飾り作成や郷土に関する学習会もありました。補助金終了後も引き続き各行政区では多様な文化事業を実施しています。具体的には、ダンベル、手芸、習字、踊り、そば打ち体験、カラオケ、押し花、ダンス、料理、講演会など積極的に展開をされております。

3点目についてでございますが、町内会、自治会はそこに住んでいる人たちが少しでもよりよい暮らしができるように支え合い、協力し合いながら、地域づくりや地域の課題に取り組む住民組織でございます。柴田町の町内会、自治会は、それぞれの地域の状況や組織規模が違っているので、例えば総務部、環境衛生部、文化部、安全部といった専門部を設けているところは28行政区で75%であります。しかし、役員のなり手がいない、町内会自治活動への無関心層の増大や高齢者ひとり暮らし世帯の増加などの問題が顕著になっており、これまでの町内会、自治会の組織活動の見直しが必要になっております。町内会、自治会が行政の下請組織という意識から脱却し、魅力的な活動を展開していくためには、多くの住民の参加が必要であり、専門部を置いた方が効果的であると考えております。そういった点では、高橋議員と同じ考えでございます。

社会文化部長はもとより、各専門分野ごとに設置される部長のリーダーシップを高める上でも、積極的な研修は必要であります。これからの自治会、町内会運営は、区長を中心としながらも、部長を中心とする組織的な活動を支援することで、町内会、自治会活動がさらに活発化するものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 昔の分館活動ということで、私の地区のことを例にとって大変恐縮でございますが、戸数の少ない状況の中で、私の地区でも1小学校区1コミュニティということで、柴小地区のふるさと推進協議会というのがございます。その中で活動して、ときには区単位ということもありますが、自主的にやっております。確かにやっておりますけれども、大分やっている期間が長い、大分歴史のあるふるさと推進協議会というのがありまして、すばらしい活動をしているというふうにも思っておりますけれども、状況が、世の中の状況が変わってまいりまして、その今3生涯センター中心の活動となったときに、こういうことをやっているとか、ああいうことをやっているとかというその情報の発信をお願いできないかなというふうにも思います。

例えば、私の地区、北部地区だけではないというふうに思いますが、やっではいるんですが、その3生涯センター中心のに変えたときのその成果、広範囲な活動ができるという答弁をいただきましたけれども、確かにそのとおりでございます。ただ、広範囲な活動ができるということのリスクも必ず出てまいるというふうに思いますが、その点、そのリスクの部分で他の大きい組織の部分のことを聞いてもちょっとまねはできないかと思うんですが、それにつけても情報発信をお願いできないかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） ただいまご質問ありました分館活動から、現在の三つの生涯学習センターの方式で生涯学習行っておるわけでございます。ということで、ポイント的にはそれぞれ温度差はあるにしても、情報交換の場が欲しいということでのご希望のようでございますけれども、これにつきましては、やはりそれぞれの地区、地区といえますか、中学校区単位に生涯学習センター設けておりますけれども、やはり大きくなればなるほど、大きなこともできるんですけれども、ある意味では小さな部分も見過ごす部分があるかと思えます。ということで、高橋議員ご提案の情報発信の場ということで、新年度に向けながら前向きに検討しながら、そういった情報交換の場も設けていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 今課長の方から来年度からという返事をいただきました。あわせて、先ほどの町長からの回答もございましたように、その専門部を設けてというのも来年度から実施をしていただけるということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、それぞれの行政区には、名称は異なりますけれども文化部的な名称が存在してございます。ということで、先ほどの答弁と同じように、3問目の質問に対してもやはり次年度にはそういった研修会も含めながら生涯学習振興を図っていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 私たちも自分のことではなく、全体としてお聞きいただければというふうに思いますが、「自立した」、「自主的に」、すばらしい言葉だと思います。まさしく私の大好きな言葉なんです、それにも向けまして地域の住民、私たちを初めとして何にでも関心を持ってもらうということで啓蒙していきながら、早急に実施をしていただくという

回答をいただきましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて4番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時20分から再開いたします。

午後2時08分 休 憩

午後2時22分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番広沢 真君の一般質問を行います。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

2問、お伺いします。

一つ目、**行政区長制度のあり方をどう考えるか。**

現在、行政区長制度の見直しに向けて議論がされています。議論の主眼を報酬削減に置いているように感じられます。しかし、その他の部分で地域の自治組織が担う役割を事実上担っていたり、地域の自治組織をつくるに当たっての役員の人材難、後継者をつくるのに苦慮している現状があります。

1) 現在、行政区長会で議論がされていると聞いていますが、どのような意見が出されているのか。

2) 住民自治によるまちづくり基本条例の制定が前提にされ考えられていると思いますが、条例ができたところですぐ変わるのではなく、定着とまちづくりの積み重ねる努力によって時間をかけて熟成されていくものであり、その途上での行政区長制度の見直しは早過ぎるのではないかと。

大綱2問目、**肝炎患者の救済策について。**

国で肝炎対策基本法が制定されました。薬害肝炎救済法から2年、すべての肝炎患者の救済が求められてきていましたが、ここにきてようやく前進を見ました。しかし、現実にはまだまだ薬害の肝炎患者が救済を待っています。患者の中には高齢者も多く、だれかが手を差し伸べなければそのままになってしまう人も少なくありません。

ことしに入って私の知り合いが肝炎で亡くなりましたが、薬害で肝炎に感染したという証拠

となるカルテが見つからなかったこともあり、救済を受けられませんでした。町内では医療生協が相談に乗って救済措置を受けられるよう援助してきた例はありますが、いまだに何の救済も受けられていない町民が存在していること、いることが予想されます。そこで町としての支援の考えを伺います。

- 1) 薬害肝炎患者の実態についてのデータを持っておられるのでしょうか。
- 2) 相談を受けたケースはありますか。
- 3) 今後患者についての町としての支援をどう考えているか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員の大綱2点ございました。

まず、区長制度についてでございます。

質問に答える前に、やはりこの区長制度の改革というのを概要を説明させていただきたいというふうに思っております。

現在、ほとんどの行政区では、行政区長が住民の代表である地域自治組織の会長を兼務しているため、町の規則に定めた行政区長の任務を処理する割合よりも、地域の問題を解決するための自治組織の会長としての役割は、年々大きくなっているのが実態でございます。ですから、行政区長さんは二つの性格、顔を持っているということです。これまでは行政区長、役場がお願いする役割よりも、自主的な会長としての役割が年々大きくなっているため、そちらの方を役場としては認めたいというふうに考えて改革を進めてまいりました。

行政区長さんというのは、個人を認証していると。町がやっているのは個人。ですから、そこには組織はありません。行政区の代表、会長としての区長さんは組織を持っているということでございます。そうした二面性のある中で、実は町長に対し、行政区長の業務であります広報紙の配布について、自治組織の班長に委任し配布していることに対する苦情が町長への便りや電話で町に寄せられていることから、行政区長の業務と報酬について、町民に明らかにする必要に迫られておりました。ですから、二つの面から検討したということでございます。

見直しを進めるに当たりましては、平成20年2月に全行政区を対象に、行政区長や区役員の方々とヒアリングを実施し、現状の把握に努めました。ヒアリングでは、地域自治組織の役員のなり手がいない。簡単に言うと、町内会の役員がなり手がいないということでございます。行事等への参加者が少なくなっているなど、これは行政区の町内会としての活動でござ

いますが、そういうことが明らかになりました。

これからのまちづくりにおいては、地域に発生するさまざまな問題に対し、地域の主体的な取り組みの中で行政との信頼関係と対等な立場での問題解決が私は求められている時代だと思っております。そのためには、町長が区長個人に対し任命する行政区長と、地域の自治組織の会長という二面性を解消して、町長と地域の代表者が対等な立場でまちづくりを推進する必要があるため、行政区長の非常勤特別職という身分の廃止を検討いたしました。しかし、現行の行政区長制度を廃止するためには、地域組織である町内会や自治会が自立した団体として機能することが前提でございますが、区長さんの中には温度差があることは否めず、早急な今の制度の廃止は時期尚早であると判断し、当面は現行の区長制度を維持することといたしました。今般は、平成22年4月1日に新たに任命される区長さんと一層連携を強化し、地域自治組織の成熟度を上げながら、平成25年度には自立した自治組織に移行していきたいと考えているところでございます。そうした前提があるということをご理解いただきたいと思っております。今回は行政区長はそのまま継続ということでございます。

ただ、今からも申し上げますが、そういうところで主な意見ということに入るわけですが、区長制度の見直しについて、「なぜこの時期に見直しを行うのか」という意見、「なぜ区長だけを問題にして業務及び報酬の見直しをやるのか」という意見、「区長の業務及び報酬の見直しと地域活性化がどう関係しているのか」「報酬の減額は反対である」ということとございました。

次に、行政区長と地域組織の代表との関係、これが区長さんの中には明らかにわかっていないのではないかなと私は思っております。「地域組織の会長と行政区長が兼務することで、地域はまとまっている」、そういう発言。「自治会長として無報酬で活動をしているので、区民が区長の配布業務を無償で行うのは当然のことである」、ここでもちょっと混乱があるわけですね。「区長の葬儀等にかかる経費などは、役場ではどのように見ているのか」、これも行政区長の範疇外なんですけど、混乱しているということです。「区長制度見直しに係る疑問点としては、地域組織に加入していない住民への広報紙の配布の問題、行政区長が信書を配布することに問題があるのではないか」という意見が出されました。

ですから、まとめてみますと、住民の代表としての地域自治組織の会長職と、町長が個人に対して任命する区長の役割について、まだよく理解されていない区長さんが多かったという認識を持っております。

2点目でございます。

今回の行政区長制度については、抜本的な見直しを断念し、一部の見直しにとどめました。見直しの第1点としては、これまで「基本給」「地域給」「世帯給」として一括で支給されていた報酬を、より町民に透明化するため、行政事務の対価となる「基本給」と地域住民の代表者として地域組織を醸成いただきながら活動を活性化いただくための「地域支援給」として内容を明らかにすること。それから、2点目として、広報紙の配布については自治組織にお願いし、報償としてお支払いをすること。区長に対してではなく、自治組織に報償としてお支払いすること。3点目としては、信書の郵送化です。これは違法な状態であるということなので、これはやむを得ませんので信書の郵送化にしました。4点目、これは住民自治のまちづくり基本条例との絡みもあるんですが、コミュニティ助成交付金を創設し、地域自治組織の成熟度を上げるための支援に取り組むものでございます。

今後も全町民が自発的に地域活動に参加していただけるよう、住民自治によるまちづくり基本条例の理念に沿った制度の見直しに取り組み、行政区が真の意味での住民自治組織としてその自立性が高められるよう、地域計画の策定など地域住民が参加、参画できる機会の確保と見直しを図ってまいりたいと思っております。

肝炎関係の質問でございます。

1点目、町におきましては、ファブリノゲン製剤の投与による薬害のC型肝炎患者の方の実態については把握しておりません。薬害に限らず、C型肝炎を初めとした肝炎ウイルス対策に関する窓口は県が行っておりまして、本庁や各保健所で対応しているところでございます。県では、平成20年度から肝炎治療特別促進事業として、B型及びC型肝炎の患者の方に対し、有力な治療法であるインターフェロン治療に対する医療費の助成を行っており、仙南保健所に本町における助成対象者を照会したところ、平成20年度の実績は、保健所管内で41人の方が助成を受けているとの回答でした。町におきましても14人の方がその助成を受けているとのことでございます。

2点目、相談を受けたケースでございますが、1点目でご説明をさせていただきましたとおり、肝炎ウイルス対策につきましては県が相談窓口を設けており、その相談等に応じているところでございます。現在、町に対する相談等はございませんが、今後町に相談に来庁する方や電話での問い合わせがあった場合につきましては、県の相談窓口を案内し、対応していきたいと考えております。

今後の町の支援等でございますが、議員ご指摘のとおり、全国でB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症となっております。肝炎を放置す

ると肝硬変、肝がんに進行する恐れがあり、現在においても経済的負担の重さから治療を断念せざるを得ないなど、適切な治療を受けられず苦しんでいる方がおります。このような状況のもと、感染者及び患者の人権を尊重しつつ、肝炎対策を国民的な課題として位置づけ、肝炎克服に向けた取り組みを強力に推進していくため、11月30日に国においてすべての感染者及び患者の方々の救済を目的とした肝炎対策基本法が制定されました。

このようなことから、肝炎ウイルス患者の方々に対する医療支援等につきましては、あくまでも国の責任において対応すべき問題であると考えております。町としては、平成14年度から肝炎ウイルス感染の早期発見を目的として、肝炎ウイルス検診を実施しているところですが、今後とも広報紙等を通じまして検診の受診勧奨を行うとともに、肝炎ウイルスについての正しい知識の普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、県においてインターフェロン治療の医療費の助成を行っておりますが、町としてはこれらの周知や県内の指定医療機関等での無料肝炎ウイルス検査、肝炎ウイルスの相談窓口の案内を行うなどして、対象となる方が埋もれることのないように、できるだけの対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それでは、まず1問目にかかわって、行政区長制度のあり方について再質問させていただきます。

今のご答弁の前の区長制度の概要のお話ですね、出されていて、私も町長のご答弁の中に出ていたようなその行政区長制度に対する、何と云うのか、町内会と行政区長というその町長から委嘱されている役割とがごっちゃになって、話をしてもどちらの話をしているかわからないというふうになっている場合がよくあります。その部分が前提としてありながらも、特に今回の区長制度の見直しについて、何人かの区長さんとお話をしたんですが、かなりこう激しい意見を持っておられる方もおられたということでもあります。

その点で一つ整理しておきたいのは、この区長制度の見直しの話が最初に出てきたときに、町長のご意向があったというふうにも聞いていますが、財政再建プランと同時に出了たという、同時期に出されてきていたということがあって、しかも同時にその区長の報酬について削減がプランにも盛り込まれていたということもありまして、区長さんの中には現実に町内会等の煩雑な雑務や役割をこなしているのに、大して評価されずに削減されるのかという強い思いがあって、面と向かって私に対しても、その「区長の報酬減らすんだったら、議員をがつつり減らした方が予算が浮くんじゃないか」というふうに面と向かって言われたこと

もあるぐらい、激しい意見を持っておられた区長さんもおりました。

その点で、改めて確認の意味ですが、この区長制度の見直しについては、一つは行財政改革の意味合いと、それから地域づくりの意味合い、両面あると思うんですが、どちらに重きを置いて、まずはやろうと思立ったのかということについて、根本ですから町長に伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私は住民との協働ということをお話しさせていただきました。そのときには、末端の住民自治組織である町内会、自治会がもっともっと活発にする必要があるというのが大前提でございます。そうした中で、我が8区では、ある方から、やはり区長制度と、それから住民の代表である町内会長さんとの役割分担が不明確だと。同じ私の8区でございますからね、言われたことが頭の中に残っておりました。それは班長にその役場の広報紙を配布させるのはおかしいというのが前提でございました。それは区長の業務ということですね。それをもうないがしろになっているので、きちっとすべきだというのがその我々の8区の総会で提案された案件でございました。

そういうことが残りまして、もう一つは、ヒアリングをさせていただいて、自治会がだんだん、だんだん無関心の方が出てきている、役員がなり手がいないという悲鳴が聞こえているわけですね。一方で、区長さんは仕事が忙しいということなので、私は町が指定している7項目の業務ではなくて、もう地域の代表として対等に活躍すべきだという意見を申し上げております。行政区長は、言葉は悪いんですが、私の部下であるという表現をしておしかりをこうむったことあるんですが、これが極端なんですね。これが正しいやり方。要するに、いざというときには区長は私の指示に従ってもらわないと困ると。そのために任命をしているわけですからね。そうじゃなくて、住民自治の代表として町長と対等になるべきではないかと。それが町内会、自治会の活性化につながるというのが大前提でございました。

ですから、その点がたまたま行財政改革プランの中の報酬カット、これは我々と同じ立場のカットですからね。ですから、制度の見直しによるカットではなくて、あのときは全体でカットする。それを混乱しているということであったわけです。ですから、区長さんには行政区長と自治会長さんというのは違うんですよと、何回もお話ししているわけですね。昔は区長さんと自治会長さんが、例えば6区では違っておりました。今でも違っているところ1カ所あるんですが、そういう事例も申し上げまして、2人いるのはおかしいでしょうと。ですから、これからは自治組織に一本化してやるべきではないかと。それを改革としてご提案し

たんですが、なかなかご理解をいただけなくて、今回は一部行政区長の手当の透明化ということで落ちついたと、納得いただいたということでございます。

ですから、大前提はこれからのまちづくりを協働で進めていく、一番現場の町内会、自治会がもっともっと活発になって、地域の課題をみんなで解決するようになれば、柴田町はもっともって発展していくと、そういうつもりで改革を提案させていただきました。

たしか16年度からは、私の記憶ではね、もうやっているんですね。ですから、もう短兵急に提案したのではなくて、16年度からヒアリング等をしたり、アンケートをとったりして熟成させてきて、今回提案させていただいたということもご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今のご答弁にありましたけれども、ただ、まだ多くの区長さんがその予算を削減するために区長制度をなくすんだというふうに考えておられたり、その考えが払拭できていない部分があるのと、それから、もう一つは、ひとつ自分たちが、自分たちって区長さんがやっている仕事について正しい評価がされていないのではないかとということが一つ根底にあるというふうに私は考えているんですが、その前提としてはやはりそのいわゆる町長から任命される行政区長と町内会長、自治会長の役割がごっちゃになっているというのが根本としてあるというふうには思うんですが、そこがやはり解消しなければならない意見の対立点なのかなというふうにも思うんですが、その解消というか、意見の対立点について、どういうふうに認識しておられるかということと、それをどのように解消していく方向性で考えているのかということについて、これもまた町長に伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（滝口 茂君） やはり煩わしいと、要するに評価されていないというのは、これは町内会長さんとしての役割ですね。町長はそういうことが大事だと。町内のそういう煩わしいこと、いろんな仕事がございます。敬老会を企画したり、それから行政の参加人集めをしたり、募金活動を集めたり、そういうようなのは町内会の会長さんとしての仕事ですね。一番は冠婚葬祭ですね。これにも出ている。これは実は町内会の会長さんとしての役割で一生懸命やっている。これは我々の行政区長の範疇には入っていないんですね。ですけれども、これからは、行政区長、要するに広報の配達とか、それから地域の問題点の連絡、会議の参加、7項目だったと思うんですが、限定されております。そうじゃなくて、地域のまとめ役としての役割がどんどんウエートを高めてきているので、それを認めましょうというふうなのが町長の考えです。そこがどうもご理解いただけないんですね。区長さんはもう頭の中で

一つ。ですから、我々のやっていることを認めないのかというんじゃなくて、認めたいんですよ。そっちの方にいきたいんですね。

そのときに、やはり私としては区に、区長にお金を渡すのではなくて、組織を運営するためのお金を出して、その中で区長さんに幾ら、それから役員さんに幾ら、それは区の中の民主的な手続によってやっていく方が透明性が広がって、今の停滞している自治組織、一部の人でやっているのではないかという疑問も解消できますし、これまでのような自治会がますます近所つき合いがなくなってきているわけですね。そこに今までのとおりでいいというのはおかしいのではないかと。逆にそういう区長さんには頑張ってもらわなければならない。そのためには組織にお金を差し上げていきたいと。そうすれば、いろんな運営費が出るわけですよ。ただ、区長さんは組織からお金はもらえないと。ここが問題なのではないかなと。そうじゃなくて、自分として自信があるのであれば、区の中で選ばれた代表についてはきちっと報酬を払う。役員さんとしてちゃんと協力する。区民についても選んだ以上はきちっとやる。そういうふうにしないと、自治会町内会活動は一部の地域を除いてますますこれから人と人とのきずなが失われる社会では崩れてしまう。そういう危機感があったものですから、全体として区長さんの役割を認めましょうというのが私の考えです。

ですから、これについてはもう少し1対1でもお話しして、区長制度と町内会の仕組みですね、これを説得する以外にはないのかなというふうに思っております。私はですから雑多な仕事がかこれから大切だということなんですね。そこがまだ給料の削減と合わせましてご理解いただけないのかなというふうに思っております。

ただですね、給料下げられたというんですが、実は仕事が減っているんですよ。要するに、その郵便物については今回町で郵送しますので、その分仕事が減るわけですね。当然仕事が減るんですから、報酬が下がるのは当たり前です。それから、先ほど言った高橋議員にお答えしましたが、これからは専門部制を引いて、いろんな方々が部長さんになって、総務部、スポーツ振興部、文化部、そういう方々が役場とコミュニケーションをとって、全体を区長さんがまとめると。そういう組織に強化していかないと、私は地域の自治組織はいらないと。そうでなくても参加しない人がだんだんふえてきておりますので、そうならないように改革を進めたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 実際その区によって地域性もかなり違って、町内会長、自治会長の意味で使う区長さんのことでいいますと、例えば私のところの第3区行政区だと、例えば葬

儀があったときには事実上区長が葬儀委員長やるんです。結局受付の手配なども含めて、その近所の人を回って「あなた、受付やってくれないか」ということを区長が回って組織をして、葬儀の受付を確保するというような実態があります。実はこの間、この間というか、まちづくり推進課の課長たちと情報交換したときには、「いや、契約会があつては、そうじゃないよ」と、「区長さんは1 参列者として葬儀なんかには参加している」と、やはりそういう地域差があるんだなというお話が出ていたんですね。

やはりそういった場合に、一つ今回考えられているのは、もちろん町として考えなくちゃならないのは、一律の制度を考えなくてはならないというのはもちろんそのとおりだし、例えば補助金制度、あるいは報酬を考える際にも、一律の基準というのを絶対設けなくてはならないんですが、そういうその実際の地域によって、例えばその地域の集落の中の高齢化がほかよりも進んでいるところであつたり、あるいは日常的には平日の日中なんかはみんなが働きに出ていて、日中の人口と夜の人口が違っているような新興団地とか、そういう部分でやはり地域差というのがかなり出てきていて、そういう部分を例えば町内会長、自治会組織の役割として評価する場合の制度として、どういうふうに反映できるのかというのが一つ大きなことではないかなと思うんです。そういうことがない限り、その今の行政区長さんの誤解なりを解いて、その新しい地域づくりに足を進めるというふうにはなかなかないかなというふうに思うんですが、そういう部分についてはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課課長。

○まちづくり推進課（菅野敏明君） それでは、お答えを申し上げます。

確かに実は区長会の中でもいろいろなご議論いただきました。ご指摘のとおり、柴田町は41 行政区といいながらも、場所によっては全然取り扱いが違うんですね。面積の広いところもあれば、その中に構成されている世帯数が少ないところもあります。逆にいって面積が少なく世帯数が大きいところというふうな、非常に特性があるというふうなことで、今回の見直しの中で、じゃ、どこの部分をそのような仕組みにしたのかというふうなことになるんですが、一つは地域資源というふうな形の中で、世帯割、それから人口割を用いたと。従来ですと、それらの部分については世帯割って世帯給というふうなことで一括されておったんですけれども、それらを世帯数あるいは人口数によって積算をさせていただいたということが第1 点と、それから現行でいきますと、面積の大小といいますか、これが今1 級から5 級までであるというふうなことですが、これらも面積と世帯、人口と非常に密接な関係があるとい

うふうなことで、これらについては1級から3級というふうなことで、いろいろバランスをとらせていただいて、ある部分では均等割的な要素も含めながらご提示を申し上げまして、区長会の方としてご説明申し上げてご理解をいただいているというふうな内容になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それで、今その来年の、平成22年度の4月からの若干変わった制度の中身の一部をお話しされましたけれども、一つは、行政区長さんによってはその区長報酬の収入をかなり生活費に充てている部分をもっている方もおられるというふうに私は認識しているんですが、その部分で特に基本報酬の部分と、それから今回いわゆる町からの配布物等をお配りする報償の部分に分けて支給をするとなった場合に、当然行政区長さんの報酬は減額になるわけですが、そういう部分について、例えばその、何というのかな、煩雑な現行の役割をこなしつつも、実際には収入が減ってしまう。配布の部分というのは当然大きいとは思いますが、それ以外の部分でやはりその生活の糧を得るという点では、なかなか区長さんやりながらほかの仕事につくというのもなかなかかなりづらい部分がありまして、そういう部分を、例えば区長の会議では納得してもらったということもありますが、果たしてすべて問題が解決されるのかなという懸念があるというか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課課長。

○まちづくり推進課（菅野敏明君） 今ご指摘になったことは、いろいろ区長会でもまさにそういうふうな議論が行われました。それで、基本的には基本給等々については現行制度より若干の上積みがあるというふうなことで、当初ご提示申し上げていたのは、今行政区長さんは副区長を含めると47名の方がおいでになります。当然正副区長さんの基本給、それから区長さんの基本給は若干のこの差があるというふうなことで、それらのことも当然議題になりまして、現行でいう金額とおおむね役割は同等というふうなことになりまして、それらも委員会の中でお認めいただいたというふうなことで、実はこういう断片的なお話だけではちょっとわかりづらいと思いますので、実はこれらの制度を平成19年からずっと活性化検討委員会というものを組織させていただいて検討してまいりました。これが13回ほど回数を重ねまして、21年4月14日に報告書を賜りまして、その後、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、内部でもいろいろ調整をさせていただき、それらの内容について行政区長会の方に報告をしていただき、その中でご議論、四、五回になったんですけれども、全体会を開かせ

ていただきました。

最終的に、ただいまお話がありましたとおり、基本給、それから地域支援給等々、要するに報酬の部分についての報酬と報償の部分の区分けの部分について、集中的にご審議を賜るといふうなことで、行政区長さんの方から9名の方々が新たに選出されて、いろいろ最終的なお話し合いをさせていただいたといふうなことで、これらにつきましても当然業務が一部行政区の方の委託をする部分、それから行政区を活性化していくためにコミュニティ助成交付金というものを創設する分、それから信書と言われる部分をまるきり町の方でそういった手続をさせていただく部分といふうなことで、これらの業務とそれに見合った区長さんの報酬、それから地域の人材難等々もございますし、いろいろ相談役といふうなこともございますので、それらを加味した地域支援給といふうなことで、それらのトータルベースといふうなことになりました。

確かに業務がスライドするといふうなことがありまして、今までの報酬よりも下がるわけですけれども、しかし、その中でも基本給そのものについては現行どおりを若干上回っての金額といふうなことで、あとは補てんする部分は地域支援給といふうなことで加味をするといふうなことでご理解を賜ったといふうな内容です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 報酬の部分でいうと、具体的に大体どれぐらい平均で下がるような感じになるんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課（菅野敏明君） 実は現行の部分が86万3,000円から189万4,000円、この範囲は広うございます。それが82万4,000円から124万6,000円ぐらいの間といふうなことで、率からしますとおおむね24%ぐらいは落ちます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それで区長会の方でとりまとめをされたということであれば、そこについてあえて外からつくようなことはないんですけれども、じゃ、その今後の方向として、例えば先日私たちのところで全員協議会にお示しされた資料の中で、今後のその方向性を見直しの方向性としては、先ほどの町長のご答弁にもありましたけれども、非常勤特別職を廃止するといふような方向性も検討されているといふことがあると思うんですが、それと同時に、地域との連絡調整員の配置ということも出されていたんですが、この連絡調整員というのは現行の行政区長との違いといふのはどういうものになるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。はい。

○まちづくり推進課（菅野敏明君） まず連絡調整員でございますけれども、私ら方で考えていたこの制度の中で、これ検討会の中でもいろいろ話をさせていただいた項目なんですけれども、今現在は行政区長さんは非常勤の特別職というふうなことで、業務もいっぱい、7項目定められているものです。この中でいきますと、25年4月以降の将来の姿でいきますと、これは非常勤特別職はまず行政区長さんはなくなるということが第1点です。しかしながら、今度は地域の代表の呼称はいろいろ変わってくるかと思えますけれども、会長さんなり、あるいは区長というふうな名前をまだ継承したいと検討会の中でも出ていました。これらの部分についてはまた統一した呼称というのがちょっとまだ出ていないんですけれども、実際的には今度役場と地域の連絡役というふうなことになりますので、これはまた行政区長さんとは違った連絡員をやはり町の方で設置をするというふうなことで、あくまでも地域の代表者といいますか、会長さんなり地区の役員さんなりはおいでになりますので、それとの連絡調整というふうなことで、あくまでも行政側と地域を結ぶ役というふうなことでございます。

それから、25年4月につきましては、先ほど話がありましたけれども、やはり地域は地域というふうなことで話すわけではなくて、そこに見合った当然運営交付金というふうな金額を措置させていただき、地域の独自性で会長さんなり、あるいは区の役員さんなり、それから部長さんなり、いろんな資金が必要になるというふうなことであれば、そういったものを一括交付をさせていただいて、地域の主体性を持って運営をさせていただくというふうな内容、それから、25年4月以降も変わらないことについては、広報物の配布等々でございますが、これらについてはあくまでも区に委託をし、区と町が委託契約を結んでですね、その場合は相手方は区の会長さんというふうなことになりますけれども、その中で金額を区の運営費の中に予算の中に通していただいて、そこで報償というふうな形でお支払いをいただくというふうなことで、区民の方々にもきちんとしたその透明性が高い金額の流れになるだろうというふうに考えていました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、この連絡調整員と呼ばれる人たちというのは、新たにその町でお願いをして、役割をつくるということだと思えますけれども、そうなった場合に、例えばこういう人たちに対しても給与あるいは報酬のような形も検討されるのかなということと、それから、例えばそれぞれの自治会、町内会の役員さんなんかはこれを兼務してしま

うと、また同じようなことになりかねないなという気もするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 25年以降は私の考えもありますのでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

広沢議員もはっきり多分理解をされているのかどうか、きょう聞いてみると、行政区長の役割とやはり自治会長の役割をはっきりされていないのではないかなと思うんですね。私は、町内会のお祭りとかその冠婚葬祭とか、そういうもの、町との連絡をすべて一括して、地域の自治の代表としてつき合いたいと、位置づけたいと。そのためには組織を一つにして、組織運営を明確にすると。会長がいて、副会長がいて、各部長さんですね。その中に連絡員を総務部に、総務部さんを例えば連絡員に指名すると。そういうことも可能ではないかなというふうに制度設計を考えているわけですね。あくまでも一つの組織運営を民主的にやるような自治組織にしたい。将来は地域自治区というふうにして、法的な役割も視野に入れていきたいというのが私の考えでございます。

ですから、人格の二面性はなくなるということです。直接区長さんに対する報酬というのは積算根拠として入れますよ。積算根拠として入れますが、それは区を育てるために運営費交付金というふうにもっていききたいということです。ですから、あくまでもこれまでの町内会、自治会がだんだん、だんだん力を失ってきているので、新たな活動をするためには、いろんな方々に参加をしてもらわなければならない。そのためには報酬というものをきちっとやはり明確にする必要があるだろうというのが第1点です。苦情が来ておりますのでね。本来下がったというんですが、仕事はなくなって下がるんですね。今まで郵便物を届けていた仕事は今度は役場が直接郵送するんですから、その仕事はなくなる。下がるのは当然ですね。

それから、今まで区長さんとして本来自分で配達するためにお金を積算根拠して入れたのを、班長さんに使っていること自体が問題だと。これが問題だと。それを今回は委託という形で明確にしました。するつもりです。その使い方は区にお任せします。例えば区長さん1人1,000円ぐらいの班長さんの手当ね、もらってもしょうがないから、みんなで決めて、その町から来た配布手数料はみんなで使いましょうと。それは町の方では関知しませんと。自由に決めてください。それが民主的な決め方だろうというふうに考えておりました。

ですから、煩わしい業務を認めていくためには、組織として動いてもらわないと、これから

地域の自治組織というのはますます活動が不活発になってくる、重くなるのではないかなという危惧があるんですね。ですから制度として会長さん、副会長さん、各部長さん、きちっと明確にして、その中で総務部長さんを連絡員ということに指定することもやぶさかではないのではないかと。そのときには連絡費として、例えばですよ。まだ制度設計したわけではありませんが、それについてはお金で明確にして、だれというふうにして差上げますと、また区長制度と同じになりますので、そうじゃなくて運営費補助としてそれについては明確にして出すことも可能ではないかなと。そういうふうに制度設計をしていきたいというふう

に思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 混同するわけではなく、今聞いたこと、言葉足らずだったようですけれども、今聞いたことを、伺ったことをお聞きしたかったんです。結局、その運営費に対して総合的に補助金を出す中に含めるのか、直接町と個人のやりとりになるのかなという問題で今お聞きしたかったので、その部分は解消されました。

ただ、そう考えてくると、一つやはりさまざまな人に参加していただきたいという町長の希望も出されたんですが、この新しい制度設計について、当面その25年の4月を次の次の改選期になると思うんでしょうけれども、区長さんというか、現行の区長さんがかわる時期に当たるんでしょうけれども、その部分について、かなり地域の自治組織が疲弊しているというのは私も目の当たりにはしているんで、その部分がやはり例えば3年なり4年なりで解消されるのかな。例えば人材難の問題なんか、私の地元の行政区町内会でもかわり手がいなくて結局引き受けざるを得ないというような人たちがいっぱいいますので、そういう部分を含めて解消されるのか、もし、例えば現行制度を変えて将来の姿にもっていくといった場合に、この25年4月に実現できるかどうかを判断して、もし、例えば今すぐ移行してもだめだというふうになった場合には、これを引き延ばすことも考えられるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり地域の自治組織なので、役所が枠をはめても動かないと思います。やはり今抱えている地域の自治組織の問題点は何かということを経済で議論をしていただく必要があるのではないかなと。今やっているのは、ごみの出し方の問題とか、交通安全の問題とか、大体行事が年間固定しているんですね、もう。ですから、そういう固定していると、新たにこう来た方々とか、若い人たちがなかなかこの参加しないというふうにございます。ですから、別な形でやはり区長制度を変えて、地域の自治組織をみんなで盛り上げて

いく。そこを町が金銭的に、それから、例えば役場の職員の担当制も引いてもいいと思うんですね。そういうことをして自治組織を盛り上げていくというのを3年かけてこれからやっていきたいと。

ただ、温度差があるのは事実でございますので、そのときにモデル的にやった方がいいのか、それともモデル的にやりますと、また不平不満が出かねませんので、これについてはその熟度を見て、ある程度皆さんがご理解いただいたときには一律にやりますけれども、あくまでも地域が盛り上がらないことには機能しませんので、そこは十分理解を得て進めていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それで、その地域を盛り上げていく上で、やはりその活動を支える予算というのは非常に重要だというふうに思うんですが、今考えられている総合補助制度については、もちろんその行政区町内会の中でかなりの裁量を持ってですね、例えば役員の報酬に対して、あるいはその活動に対してもその大枠の中で裁量を持ってやるというのは理解できるんですけども、ただ、やはりこの間総額方式の補助金というの、私非常に悪いイメージ持っていて、例えば国なんかの総額方式の補助金なんていうのは、結局総額予算を削るために使っている手法があるものですから、そういう部分についてやはり限られた予算ではあるんですが、その中でも使うべきところには使うと。議会の中でもいろいろ個人によって考え方が違いますが、ただ、今やはり一番力を注がなくてはならない問題の一つの地域づくりの中で予算を確保していくというのは、私非常に重要だというふうに思うんですが、これについて、例えば今後行財政改革の中で、当初スタート部分はこれまでのを大きく削るということにはならないかもしれないけれども、その後の考え方の中で、例えば、やがてはもっと縮小していきたいというふうに考えていると、私は逆にそのマイナスの効果が生まれるのではないかなというふうに思うんですが、その点について考え方の言質をとるわけじゃないですけども、考え方をそこにもっていかないでほしいという思いから伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町がほかの自治体と違って進んでいる点でもあり、頑張らなければいけない点であるんですが、やはり末端の町内会、自治会が活発になること、これが柴田町の元気になる礎だと思っております。私としては、今は役場のお金は区長さんにしかいってないんですね。私としては、その区にあって、中で区長さんに報酬が幾らと決められれば

理想なんです、なかなかヒアリングがしてみると、区からお金がもらいにくいという区長さんがおるんです。それでは本当はだめなんですね。ですけれども、現状はそうなので、ある程度その区長さんの報酬は幾らとかしていかなければいけないし、私はこれからはある程度その意思決定ですね。役員さんの意思決定をいろんな方々に参加してやってもらう。地域の中には行政区のほかにも行政区を対象に活動をしている、例えば子供会とか、婦人会とか、防火クラブとか、それから老人クラブ、そういう方々もその区の運営の一翼を担ってもらおうと。ですから、ミニ議会みたいなものですね。そうであれば、その経費は、やはりふやしていかなければならないのではないかなど。逆に減らすよりもふやしていきたいというふうな思いなんです。そのときに問題なのは、あくまでもこれは住民のみずからの組織なので、役場がどのぐらい支援していいのか。この兼ね合いが私は難しい。あくまでも自治組織なものですからね。

そのときに役場が公的な資金をどんどん運営費に入れていけば、対等でなくなってしまいますよね。その兼ね合いもあるので、これについてはなかなか最低限の運営する経費ぐらいは当然ふえていくだろうというふうに思っておりますし、会長さんでなくて副会長、役員手当というものを、例えば自分たちで年何ぼ出せば、うちの方で補助金を出すというような方向になっていくのではないかと。そうでないと回らないのではないかとというのが私の考えなんです。これは実は内部、うちの内部でも意見の分かれているところで、町長の考えと、「いや、自治組織なので運営費交付金は現状よりも減らした方が自立になるんだ」と、こういう考えもあって、まだちょっとまとまっていないんですね。私の予想では、やはりある程度運営費を役場が出しても自立性は損なわないのではないかと。全面的にやるのはちょっと困るんですけれどもね。その兼ね合いで、支援はしていった方が組織が活発になるのではないと。やはり有償ボランティアという考え方ですね。本当は無償のボランティアなんですけれども、ある程度経費については有償ボランティアな考え方もこれから導入しないと、末端のいろんな方々がいる地区ですよ。それから、入らないというような問題を解決するには、ある程度やはり運営費補助というのも考えていかないといけないのではないかとというのが今の気持ちです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。確かに区長さんによっては、例えば冠婚葬祭の特に仏祝儀なんかで出るお金は、一定交際費として認められている部分もあるんでしょうが、最近だと葬儀がふえていますので、その予算を超えて出す分については、例えば手出しになってい

るとかという部分もあって、そこが請求しづらいという部分があるのかもしれませんが。そういう部分についてもやはりこれから各行政区というか、各行政区と言っはいけないですね、その各自治組織の中でいろいろものを考えていくと同時に、やはりその広く啓蒙する形、あるいは皆さんの認識を高める形の働きかけというのは、町としてもさらなる努力が必要なのではないかなというのと、それから、やはり、今のお話の中には当然全国一律で幅広く議論されているようなものをそのまま踏襲するような形にはなっていないですけども、やはりその地域、その町にとっては独自の形というのがあると思って、例えば今インターネット探すと、区長制度廃止なんていうのがいっぱい出ています。そういう部分をただ単にその踏襲して議論するのではなく、むしろ柴田発信で柴田のスタンダードと、柴田基準というのをぜひつくっていかれるような、そういう取り組みを求めてこの問題の縮めにしたいというふうに思います。

次、2問目ですが、肝炎患者の対策についてお伺いします。

肝炎対策基本法が11月30日に成立しました。この今回の法律の最大の特徴は、これまで2年前に薬害の救済法ができて、一定の対策もなされていましたが、それ以外の部分、当然その自然で人と人との接触によって感染した部分や、あるいは薬害、あるいは例えばB型肝炎の予防注射の注射器の使い回しによって感染したと言われるようなそういう国の責任と認められている部分以外の肝炎患者についても、抜本的に救済をするというような内容を持った法律ができたということで、非常に画期的なんですね。

当然肝炎の治療というのには、最初の町長の答弁の中にもありましたけれども、根治薬としてインターフェロンなんていう高度医療にかかわる薬が使われます。抗がん剤にも使われるものですけれども、現行でいってもインターフェロンの治療をする場合には、月1万円から5万円というような自己負担がかかります。それはその人の所得によってもいろいろ格差があって、1万円、3万円、5万円というような負担の限度額というのが定められていて、現行でもそういうことがあるんですが、当初政権が変わる前のマニフェストの中では、民主党のマニフェストの中では、1万円限度額にするということを言われていたようですけども、残念ながら来年度の予算要求の中にはその1万円にするというのが出されていないです。その部分では今後やはり実際の肝炎患者の皆さんたちの運動や、それから国民の中での大きな声を上げていくというのが非常に重要になってきている問題です。

その部分については、これまでのように全く取りつく島がないという問題ではなく、議論の対象にはなっているので、これからも非常に希望を持っていかなければならないなというふ

うに思うんですが、それと同時に、もう一つ、今回の肝炎対策基本法の中には、国と地方公共団体の肝炎対策に対する役割が規定されたということが非常に重要であります。ただ、法律が定められて関係法令の整備というのはまだまだこれからですので、具体的には町の方には恐らくまだ何もおきてきていないというふうに思います。

それと同時に、町長の最初のご答弁にもあったとおり、これまでの薬害肝炎などのように市町村が窓口ではなく、各都道府県がその相談窓口になるケースも考えられます。そういう中で、じゃあ町として、何もしていないのかと。先ほどはその支援も考えているようなご答弁もありましたけれども、じゃ具体的にどういうことが必要なのかということについて伺っていききたいというふうに思うんですが、私がこれを一つ質問のテーマとして取り上げているのは、身近な部分で、最初の質問にもありましたが、最初の質問でも紹介しましたが、身近に薬害によって、血液製剤によって感染した方が亡くなって、結局この方はカルテが見当たらなかったんで支援を受けられなかったんです。特に柴田町内では、今なくなりましたけれども、旧大河原町立病院で血液製剤を使って感染したと思われる方がおられるんです。私の近所に、私の知り合いの方もそうです。ところが、カルテが破棄されていて、例えば薬害の救済について、その薬害によって感染したということが立証できなくて結局補償の対象にならないというようなことがありました。

それと同時に、その患者さんが非常に高齢で、みずから例えば県の相談窓口に電話をかけて面談の約束をとってなんていうことについては、非常に困難であるという問題が存在していて、結局そこもネックになって、最初の相談以降は相談できなかったというのが、私の今回紹介した事例です。

もう1人の方は、医療生協の活動にたまたま参加しておられて、医療生協の職員の方が事情を聞いて県の窓口で電話をかけて、一緒に連絡をとっていただいて、結局その方は大河原町立病院と県立がんセンターで同時に受診をして、そちらでも血液製剤を使っていたということが立証されたので補償の対象になったんですが、そういう実例があります。

実際に先ほどのご答弁ですと、町内に薬害のみならず肝炎の患者さんがどれぐらいいるかというデータはないというお話だったんですが、このデータを町として集めることは私可能なんじゃないかなというふうに思うんですが、それは可能か不可能かということをご答弁願いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） データを集めて実態把握ということだと思んですが、現在先

ほど議員さんもおっしゃられたとおり、県の方が相談窓口になっております。対象者への周知、啓蒙、主体的には県が行っているというふうな状況です。それから、新しい基本法ができて、議員さんもおっしゃったとおり、これから指針をつくって具体的な対策を講じていくというふうな体制になっています。当然町の方には通知等一切まだ来ておりませんので、内容的にはこれからという形になります。

データについては、いろいろ個人情報の問題とか、デリケートな部分を含んでおります。確かに30年前、40年前の輸血等によってそういった感染するというふうなことで、ほとんど高齢になっているということもありますし、全国で1日に100人以上も亡くなっているというのも実態かと思えます。そういったことがあって、悠長にしていられないという、早急な対策が必要だということなんです。現段階としてはそういった国の指針ですね、方針、そういったものを踏まえて対応していなくてはならないというふうには思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） データを集めてそれを公表しろということではないんですけれども、当然感染症ですから、それをかかっていることについて公表したくないというふうに思っておられる方がいるのは当然で、それを例えばデータとして持つ場合には守秘義務が伴うのはもちろんだと思うんです。ただ、そういった場合でも、今課長答弁のお話にあったとおり、高齢になって、毎日100人前後というお話がありますが、待たないかなんですよ。国の関係法令の整備を待って、来たら用意ドンではなく、その来たときに、さまざまな施策を伴って動けるよということ、事前の私は助走をしておいた方がいいのではないかなというふうに思っているんです。

その点では、例えば医療保険請求のレセプトのときに、肝炎治療のインターフェロンを使用しているであるとか、あるいはそのほかの抗ウイルス剤なんかを使って治療している方がいるということは、私はデータとして出てきているのかなというふうに思っているんですが、そういう部分についてはそのデータとして、例えば人数として押さえるようなことは可能なのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 人数としては、町の方としても今まで肝炎検査とか何かしてきておりますし、そういったそのデータも実は持っております。あと、考えられるのは国保のデータとか、そういったものもありますし、それら含めて今後ちょっと検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） もちろん、その町として守秘義務があるのはもちろんですから、そういう部分のデータを別な目的で使用する場合には、きちっとした議論と、それから内規なりの考え方をまとめておかないと、無差別に使うというわけにはいかないというのはわかるんですけれども、その辺の部分については絶対必要になるというふうに思っているんです。やはり、例えば自分が病気の治療を受けているなりということがあっても、さらにそれを公的なところに訴えて、支援を求めるといふ点ではさらなる力が必要です。個人として特にね。だから、そういう部分でサポートをする体制というのを町で固めてもらえないかということがあります。常時例えば相談を受け付けられるような一定のその情報の蓄積、例えば県の窓口があって、そこにこう電話をかけるよということはもちろんなんですけれども、できるんだったら相談員なんかを配置して、相談員といっても専従で置くのはもちろん無理でしょうから、例えば当番制にしてみたりというような形で、気軽に相談できるそういう場所をつくっていただくということが必要なのかなと。来る人を迎え入れる方法、それから、町の方から働きかけて、「あなたには補償を受けられますよ」ということを周知していく方法というのを、両面考えられないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 議員さんおっしゃるとおり、相談体制の整備を今からということなんですが、今考えられるのは、そのインターフェロンの当然治療費の関係、それから、例えば給付金ですね。C型肝炎の関係の給付金の申請手続の関係、特にインターフェロンの治療費の関係については、ある程度周知をすればさほどその手続が面倒なものではないというふうに思います。ただ、問題なのは、やはり給付金の方ですね。給付額が4,000万になるか、2,000万になるか、1,000万になるか、今後新法がどういうふうな給付金の形を出してくるかというのもまだまだわかっていない状況です。そのやり方、給付金の支給の仕方もまだ現在と変わる可能性もあります。例えば、カルテの存在、その立証する物件はどこまでか。そういったもろもろのやつが今から審議されるんだろうというふうに思います。

そういったことも含めて、当然国と地方公共団体が一緒になって、その肝炎対策の周知徹底を図っていくというふうなことになっておりますので、町としてもできる限り対策を講じていきたい。今から準備をしていきたいというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今後、いわゆるこれまで薬害肝炎の救済法以外の人も含めて対策が始ま

ってくるので、その部分については恐らくかなり煩雑な部分もくるとは思うんですが、それはやはり区別して考える必要があると思うんですけども、現在国として立証が必要な場合には補償もその分厚くなっていますから、その部分についてはきちっと受けられるものは受けられるようにしてあげるといことがきちっとできるように支援をしていただければというふうに思います。そうですね。その辺を考えていただくといことがあかなというふうに思います。

それから、ここまで望むのはちょっと大変かなというふうに思うんですけども、例えば県の窓口でそれを受け入れないというふうになった場合に、一緒に案内をしていけるような体制というのはとれないものでしょうかね。例えば、私が知っている人は80代の女性なので、例えばどこかその県の窓口に行くといった場合には、だれか必ず付き添いが必要になります。ただ、そういう場合でも、例えば同居している家族、あるいは近隣に一緒に行っていた方がおればいいですけども、例えば1人で住んでおられる方について、高齢の方に1人行けというのは非常に酷な話ですから、そういう部分についてどこまで行政でやるのかというのはあるんですけども、ただ、検討できないのかな。あるいは、そうですね、可能であれば、民生委員さんなんかにそういうお願いをしてみるとかというのもあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 当然高齢になれば、ホームヘルプサービスとか、そういった支援も出てくると。ただ、その場合介護適用になっていないとだめだとかってありますけれども、そういった要求もあります。当然そういったこともできるかと思ひます。

またあと、今議員さんおっしゃったように、これからいろいろ民生委員さんの方に当然新法の概要とか、内容とかを周知して、民生委員協議会の方とこういった形で今後相談、それから周知ですね。支援の方法、それら含めて今後も定期的に民生協議会の方と打ち合わせしております、現場の方で。そういったこともこれからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それから、かかわりが持てるかどうかはわかりませんが、例えば、その肝炎に感染しているという実態を把握している上では、当然さまざまな医療情報が入ってくる。特に高齢者のところでは、介護のかかわりなんかでも、当然その診断書どおりに入ってくる場合には、それぞれがそれぞれで情報を分かれて持つのではなく、共有するような

体制というのは考えられるでしょうか。今だと健康福祉課の中に介護の部分も入っていますが、これから今回提案されているような機構改革がもし仮に決まった場合には、そのセパレートになった場合の情報共有も必要だというふうに思うんですが、その関係各課、データについては例えばお話のような国保、後期高齢者医療制度、それから介護、それから福祉の部分で入ってくる情報というのを、やはりまとめてデータ管理する必要があるというふうに思うんですが、そういう部分も含めての連携というのは、形としてはどうなるか、これからでしょうけれども、考えられるでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、高齢政策の中でやはり地域支援センターがあります。その中に総合相談を担当とする部署、専門職がおります。その場合は、保健師、社会福祉士、そういうような方たちが医療機関等と、あと役場の保健師、そういう方たちとの連携、協働をしながら、1人の方たちを救うと、支え合うというようなそういうシステムが今現在もあります。ですから、当然そういうような場合は、役場の方の介護包括支援センター、そちらの方に来ていただければスムーズなつながりができるかなというふうには今考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 具体的な国の施策は本当にまだこれからなので、いろいろどう対応したらいいのかというのは、具体的にもなかなか浮かばないというふうには思うんですが、ただ、情報の把握はやはり待ったなしでしていただかないと、それこそ言い方は悪いですが、カウントダウンで亡くなっている方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方をいち早く、少なくとも最後は人間らしい医療を受けて、人生をまっとうするようなそういう形をぜひとも実現する上で、町としても手を尽くしていただきたいということを最後に要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会といたします。

あす午前10時から再開いたします。

午後3時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月15日

議 長

署名議員 番

署名議員 番